令和４年度第１回人権尊重の社会づくり協議会

日時　令和４年７月 27 日
13 時 30 分から 15 時まで
場所　とりぎん文化会館 第３会議室

１　開　会

２　議　事

【協議事項】

（１）鳥取県人権施策基本方針(第４次改訂)に係る具体的施策の推進について

（２）主な具体的施策の推進、施策評価（フォローアップ）に関する意見等

【報告事項】

（１）人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について

（２）差別事象検討小委員会の開催概要について

（３）令和４年度差別事象検討小委員会の取組について

３　その他

４　閉　会

資料１　鳥取県人権施策基本方針（第４次改訂）アクションプランの概要
資料２　人権施策基本方針第４次改訂　具体的施策の評価
資料３　人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について
資料４　令和３年度差別事象検討小委員会の概要
資料５　デジタルメディアリテラシー事業を活用した「包括的差別禁止」の普及・定着化について

資料 1

鳥取県人権施策基本方針（第4次改訂）
アクションプランの概要

令和4年7月15日（金）
鳥 取 県

１ 人権施策基本方針の概要

この方針は「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき策定する人権施策の基本となるべき方針で、３つの基本理念を掲げ、県の人権施策の中・長期的な方向性を示すものです。

人権尊重の基本理念

※基本方針はおおむね５年後の令和８（２０２６）年を目途に見直す。

社会情勢等を踏まえ、**「お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会」**の実現のため、以下の３つの基本理念を掲げ、様々な施策を総合的に展開していきます。

①一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築

②人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊重意識の高揚

③すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

第４次改訂のポイント等

県では、SDGs の理念を踏まえた人権施策の推進とインターネットやSNSの発達、新型コロナウイルス感染拡大など複雑化・多様化する人権問題に対応するため、人権施策基本方針を改訂しました。

(1)条例改正に基づく構成の見直し

令和3年4月に行った「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」の改正に基づき構成を見直しました。

第1章　基本的な考え方	第2章　人権教育・人権啓発の推進
第3章　（新）差別実態の解消に向けた施策	第4章　（新）相談支援体制の充実
第5章　（新）人権施策の推進に資する調査	第6章　（新）共通して取り組む重要施策
第7章　分野別施策の推進	第8章　人権施策の推進体制

(2)社会情勢の変化

法制度の整備、インターネットやSNSの発達、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、複雑化・多様化する人権問題への対応を盛り込みました。

○インターネット上での人権侵害行為への対応

○新型コロナウイルス感染症等病気に関わる人の人権侵害行為への対応

○部落差別解消法やパワハラ防止法等の法整備を踏まえた改訂

(3)鳥取県人権意識調査の結果を反映

鳥取県人権意識調査（令和2年5月）の結果で明らかになった、県民の人権に関する認識や差別実態による課題を抽出し、施策の基本的方向などに反映させました。

○新設した「第5章　人権施策の推進に資する調査」に人権意識調査を明記

○各章の現状と課題に調査結果を反映

○条例の改正施行（令和３年４月）

人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別行為（インターネットを通じて行う行為を含む）を禁止する「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正、施行し、人権が尊重される社会づくりを一層促進することとしました。

2　第4次改訂期間（令和4～7年度）の進め方

基本方針（施策の基本的方向）に沿った具体的施策で構成するアクションプランに基づき人権施策を推進し、その成果等を検証しながら、当該プランの改善・充実を図りフォローアップを行うことにより、基本方針を着実に推進する。

R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	R８年度
人権施策基本方針（第４次改訂）	フォローアップ			○基本方針改訂・検討 ○意識調査実施	人権施策基本方針（第５次改訂）
	毎年度実施 ○具体的施策の検討・点検 ○状況分析・評価 ○課題・改善方策の検討 ○施策の改善・充実				

３　主な具体的施策の概要

第２章　人権教育・人権啓発の推進　　Ⅰ　人権教育

１　学校教育

■学校人権教育振興事業

自他の大切さを認めることができる児童生徒の育成に向け、「鳥取県人権教育基本方針－第２次改訂－」を周知するとともに、「人権教育で育てたい資質・能力」を拠り所とした実践や「協力」「参加」「体験」を中核とした学習の推進など、指導内容や指導方法の在り方についての認識を深め、鳥取県がめざす人権教育の推進を図る。

○研修事業
「鳥取県人権教育基本方針－第２次改訂」の周知を図るとともに、県外の先進事例等を学び、人権教育推進に向けて研究協議するための研修会等を実施する。

○指導事業
各学校、校区等での研修会等へ指導主事が出向き、人権教育の指導内容・指導方法等について指導・助言を行う。

○人権学習講師派遣事業
個別的な人権問題（性的マイノリティ、障がい者等）について当事者や関係者を講師とする学習会を実施する。

→【基本的方向】（１）（２）（３）

自他の人権を大切にすることへの正しい理解

２　社会教育

■人権教育アドバイザー事業

地域社会における人権尊重のまちづくりを住民一人一人が主体者として進められるよう、市町村と連携を図りながら、市町村が行う人権教育施策、住民学習の充実に対する支援を行う。

○人権教育アドバイザー事業
市町村における人権教育の一層の推進充実を図るため、鳥取県人権教育アドバイザーを委嘱し、市町村の社会教育における人権教育行政の実情を把握し、諸課題解決のための助言を行う。
・東部・中部・西部地区より各３名、計９名を委嘱
・人権教育アドバイザー会議（年２回開催）

○市町村人権教育行政担当者会
市町村の人権教育を担当する行政職員、人権教育推進員を対象として、事業説明、情報交換を行う。
・市町村人権教育行政担当者会（年２回開催）

→【基本的方向】（２）（３）（４）

真に人権が尊重される社会の実現

第２章　人権教育・人権啓発の推進　　Ⅱ　人権啓発

＜差別と偏見のない社会づくり推進費＞

■正しい知識の普及啓発

（１）企業・市町村トップセミナー
ビジネスと人権の観点から、商工団体等との連携を密に行いながら、企業トップ等を対象とした啓発に重点的に取り組むことで、企業トップ等の人権意識の向上を推進する。

（２）県民企画による人権啓発活動支援事業補助金
県民主体の活動を広げていくため、人権啓発の取組を支援する。
・補助対象事業　県民自ら企画する人権啓発活動
・補助対象者　県内で活動する団体（※１団体３回まで）

＜人啓発教育事業＞
人権が尊重される社会づくりを推進するため、各種啓発事業を実施し、市町村や県民等が行う人権意識の高揚を図る取組を支援

■人権啓発活動事業

（１）人権情報誌ふらっと　年２回発行　学校、市町村等に配布
（２）ラジオＣＭ　人権啓発をテーマとした内容を放送
（３）ガイナーレ鳥取と連携した人権啓発活動
ガイナーレ鳥取のＳＮＳを活用した人権啓発に関するＰＲ
（４）みんなの人権フェスティバル
１２月４日～１０日の人権週間中に県民参加型イベントを開催
（５）カラーユニバーサルデザイン調査
色づかいに配慮した施設づくりを促し、色のバリアフリー化を進める。

■人権教育事業

（１）カラーユニバーサルデザイン（ＵＤ）出前授業
県と学校が協力し、ＵＤに関する学習に加え、障がい者や高齢者への向き合い方等に関する学習を実施

■市町村・団体等支援事業

（１）人権啓発活動市町村再委託
（２）県民による人権啓発委託事業

■人権研修推進事業

○県職員人権研修
職場研修・単位制研修

一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築

第３章　差別実態の解消に向けた施策
第４章　相談支援体制の充実

＜差別と偏見のない社会づくり推進費＞

鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づき、正しい知識を効果的に周知し、差別解消に向けて原因や背景を分析、必要な取組の検討を行う。また、県民が様々な支援施策を円滑に活用できるよう相談機能を充実させる。

■差別実態の解消に向けた施策

○差別事象の把握

・市町村からの報告、インターネットモニタリング、県が設置する人権相談窓口への相談等から県内で発生している差別事象について把握

○差別事象検討小委員会（委員6名、随時開催）

・県内発生している差別事象について、差別事象検討小委員会において原因や背景の分析、対応策や今後必要な啓発の取組等について検討

○人権尊重の社会づくり協議会（委員26名、年3回程度開催）

・県民の幅広い意見や人権意識調査の結果を反映させた人権施策基本方針の改訂を検討

○障がい者差別解消支援地域協議会

・県内で発生した差別事象や解消事例等について共有し、差別解消に向けた必要な取組を検討

■相談支援体制の充実

○活用しやすい環境づくりの推進

・相談窓口の一層の周知

・専門相談員（弁護士）による人権法律相談会の開催（県内３か所で開催）

○関係機関の連携の推進

・国、市町村の機関、ＮＰＯ等の民間機関との緊密な連携、協働の推進

・県弁護士会、鳥取地方法務局、県警察、県の４者連携での支援

○相談員の資質向上

・関係職員や相談員等に対する研修の実施

○人権に関する総合的な相談窓口による対応

・県内３か所に総合的な人権相談窓口を設置し、内容を限定せず相談を受付け、相談者の支援に努める

○救済制度の確立の国への要望

・条例の効力の範囲の限界や独立した救済機関の設立権限がないなど、自治体の機能には限界があるため、実効性のある救済制度の確立を国へ要望する

人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊重意識の高揚

第６章　共通して取り組む重要施策

SDGsの理念を踏まえ「ビジネスと人権」や「デジタル社会における人権」に係る人権施策を推進する。

■ ビジネスと人権

企業内人権啓発推進事業

■推進員の設置促進

推進員未設置の県内事業所へ鳥取県東部・西部に設置している企業人権啓発相談員による訪問活動を行い、推進員設置の働きかけを行う。
＜参考：令和３年度実績＞
設置事業所数：4,394
→【基本的方向】（１）

■推進員研修会の開催

推進員を対象とした「公正採用選考人権啓発推進員研修会を年３回開催し、必要な知識、理解及び認識の向上を図る。
＜参考：令和３年度実績＞
２回の研修をオンラインで実施し、合計８３４名参加
→【基本的方向】（１）

みなくるによる社内研修講師派遣や労働セミナーの実施

■社内研修への講師派遣

企業が行う社内研修（ハラスメント、メンタルヘルスケア等）へ講師派遣を行い、職場環境の改善に取組む。＜参考：令和３年度実績＞

派遣企業数：３６社
総参加者数：１，１４６名
→【基本的方向】（２）

■労働者・経営者向けセミナー

経営者・労働者を対象に労働関係法令のセミナーを開催し、労使間トラブルやハラスメントの未然防止を図る。
＜参考：令和３年度実績＞
開催回数：５回
参加者累計：１９２名
→【基本的方向】（２）

■デジタルと人権

＜デジタルメディアリテラシー向上事業【啓発】＞

＜一般向け＞
■事業の目的・概要
　スマートフォンやタブレット端末、ＳＮＳ等のコミュニケーションツールを含めたデジタルツールの利用者が急速に増加しており、県民が誤った情報に惑わされたり、心無い誹謗中傷や差別的な投稿の被害者や加害者にならないよう、デジタルメディア情報を正しく見極め、正しく行動する能力、「デジタルメディアリテラシー」を高めていくための普及啓発を実施する。
◆事業の内容
　以下の内容を重点に、特設サイト、パンフレット等で啓発
〇フェイクニュース等の誤った情報に惑わされたりしないようデジタルメディアを正しく読み取り行動すること。
〇デジタルメディアによる誹謗中傷や差別的投稿の加害者、被害者にならないよう正しい知識を身に付ける行動すること。

＜インターネットとの適切な接し方教育啓発推進事業【教育】＞

＜児童向け＞
■事業の目的・概要
　保護者と子どもたちに対し、民間（関係企業・団体等）と連携して、電子メディア機器とのよりよい接し方についての教育啓発を図る。

◆事業の内容
〇鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会に委託して以下の取組　　を実施する。
・ＳＮＳトラブルから子どもを守る取組（県ＰＴＡ協議会と連携した啓発・広報等）
・親子で電子メディアとの適切な付き合い方を学び、使用ルールを主体的に作成する講座・啓発イベントの開催
・電子メディアとの付き合い方を子ども・保護者・学校で学べる学習ノートの作成・配布
〇情報モラル、リテラシー、シチズンシップ等の指導ができる民間の専門人材を学校へ派遣し、児童生徒への啓発・学習と教職員教育研修を行う。　など

すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

第７章　分野別施策の推進
１　同和問題（部落差別）

＜部落差別解消推進事業＞

同和問題（部落差別）をはじめとする人権課題の解決に向け、鳥取県同和対策協議会等の関係機関と連携し具体的施策に取り組む。

■部落差別解消推進に係る啓発広報

○部落解放月間（7月10日から8月9日まで）での啓発

若年層へのＰＲを狙い、マンガを使用したポスターを作成し学校及び関係機関に配付。

○身元調査お断り運動（9月）における啓発

身元調査お断りのリーフレットを市町村等関係機関に配布して周知を図る。

○部落差別解消推進に係る啓発冊子の作成・配付

部落差別についての正しい理解と認識を深めていただくため、啓発リーフレット「同和問題（部落差別）について知っていますか」を作成（5,500部）し学校及び関係機関に配付した。（R3）

○宅地建物取引上の人権問題解決に向けたアクションプランに基づく啓発活動

指定人権研修を受講した宅地建物取引業者への受講済証（ステッカー）の交付

→【基本的方向】（１）教育・啓発の推進

■隣保館相談支援機能強化事業

○隣保館相談支援機能強化アドバイザーの派遣

地域の様々な社会資源との連携や開発等の支援体制整備を進める上で課題を持つ隣保館や地域に対し、登録された各分野のアドバイザーが助言等の支援を行い隣保館の相談支援機能の強化を図る。

○隣保事業全国研究交流大会開催

全国の隣保館の職員等による隣保事業の研究交流大会を鳥取県において開催する。（R1から毎年実施）

○隣保事業ソーシャルワーカー養成研修開催

隣保事業、社会保障、地域福祉、相談支援等に関する知識とスキルを有し、地域の隣保事業を牽引するリーダー的な役割を果たす隣保事業ソーシャルワーカーを養成する研修を実施

→【基本的方向】（２）隣保館における相談機能等の充実

■差別事象等への対応

○差別落書き等への対応

差別落書き未然防止指針、差別落書き対応要領により適切に対応

○差別事象検討小委員会での検討

県内で発生した差別事象の正確な実態把握と原因、背景の分析、今後の効果的な啓発等について検討

○モニタリング（削除要請）の実施

インターネット上での差別的な書き込みや誹謗中傷について、市町村と連携し、モニタリング（削除要請）を実施

→【基本的方向】（４）

■各団体に対する補助金等

○関係団体が行う部落差別解消に向けた啓発・研修事業等を支援

部落解放同盟鳥取県連合会、鳥取県隣保館連絡協議会、鳥取県同和対策協議会、全国隣保館連絡協議会、部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会

→【基本的方向】（１）（２）（５）

同和問題（部落差別）解決への県民等の主体的な取組を推進し、部落差別のない社会の実現

第７章　分野別施策の推進
２ 男女共同参画に関する人権

＜男女共同参画社会づくり推進事業＞
県及び市町村の男女共同参画の取組状況の公表、専門員の訪問等による企業における男女共同参画の取組促進、若い世代への普及啓発等に関する取組等を行う。
◆令和4年度
・小学生向け啓発冊子及び指導の手引きの配布
・男女共同参画審議会の開催

→【基本的方向】（１）（２）（３）

＜人権学習講師派遣事業＞
学校に講師を派遣し学習会を開催する。
＜学習会内容＞
・性に関わらず誰もが活躍できる社会づくり
・デートＤＶの予防
・性の権利　　等

→【基本的方向】（２）

＜女性活躍に取り組む企業支援事業＞
積極的に女性の人材育成や管理職登用を行う企業を支援するとともに、企業における女性管理職登用等の実態把握を行う。
◆令和４年度
・企業経営者向け研修の実施
（(新)アンコンシャス・バイアス対応研修）
・女性の管理職登用の好事例を発信
・(新)企業における女性の管理職登用等実態調査
→【基本的方向】（３）（４）

＜家族の笑顔をつくる家事シェア・家事負担軽減促進事業＞
家庭内の家事分担を進めるきっかけとなる情報発信・普及啓発により、男性の家事・育児・介護等への参画を促進する。
◆令和４年度
・島根県と連携した広域的な情報発信（(新)地元ローカル番組の活用）
・(新)日ごとに家事分担を書き記すことができる「家事シェアボード」の作成・配布
・ごはん作りにチャレンジする男性（父親等）と児童生徒の写真募集等
→【基本的方向】（５）

＜性暴力被害者支援事業＞
被害直後から電話・面接相談や医療的・法的支援など総合的な支援を行う「性暴力被害者支援センターとっとり（クローバーとっとり）」に対する助成を行う。
＜事業内容＞
・24時間365日の相談受付、医療機関等への付添支援、医療費等支援
・児童・生徒向け出前講座、県民向け公開講座の開催
→【基本的方向】（６）

家庭・地域・職場のあらゆる場で、性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現

第７章　分野別施策の推進
３　障がいのある人の人権

「あいサポート」運動の精神に基づき、障がいの有無にかかわらず、相互に人権と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会づくりを推進するため、教育・啓発の推進や、相談支援の充実を図る。また、虐待防止をはじめとした権利擁護の推進、障害者差別解消法の適切な運用促進、社会参加と雇用の推進、暮らしやすいまちづくりの推進、特別支援教育の充実、精神障がいのある人に関する施策の充実に取り組んでいく。

■教育・啓発の推進
〇ともに生きる「あいサポート企業・団体」拡大事業
〇人権学習講師派遣事業（車いすバスケットボール、ボッチャ）　等

■社会参加と雇用の推進
〇地域生活支援事業（障害者就業・生活支援センターの生活支援員等による支援）
〇障がい者アート推進事業
〇障がい者スポーツ鳥取モデル構築事業
〇障がい者一般就労移行支援事業
〇障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業　等

■相談支援体制の充実
〇きこえない・聞こえにくい子のサポートセンター設置事業
〇市町村が設置する地域生活支援センターを中心に、関係機関と連携した相談支援体制の充実
〇親亡き後の安心サポート体制構築 等

■暮らしやすいまちづくりの推進
〇建物、歩道のバリアフリー環境の整備促進
〇仕事とくらしに役立つ図書館推進事業
〇（新）障がい者情報アクセスモデル県事業の推進　等

■権利擁護の推進
〇障害者虐待防止法に基づく取組（事業所等への研修・実地指導、市町村・労働局と連携した養護者・使用者による虐待防止）
〇成年後見支援センター運営支援事業　等

■特別支援教育の充実
〇特別支援教育専門性向上事業
〇切れ目のない支援体制充実事業（外部専門家の配置等）
〇特別支援学校におけるICT教育充実事業
〇ICT機器等を活用した病気療養児の遠隔教育の推進　等

■障がい者差別の解消に向けた取組
〇障がい者差別解消法の適切な運用に向けた取組
〇障がい者差別解消相談支援センターの設置運営　等

■精神障がいのある人に関する施策の充実
〇フォーラムの開催等による正しい知識の普及啓発
〇地域で安心して生活できるよう関係機関で連携した支援体制の構築
等

障がいの有無にかかわらず、相互に人権と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会の実現

第７章　分野別施策の推進
４　こどもの人権（その１）

■いじめ防止対策の推進
いじめ防止対策の推進のため、関係機関・団体と連携、相談窓口の充実、重大事態への対応、いじめ問題の解決にあたる学校等への支援、児童生徒がいじめ問題について考える取組への支援等を行う。

◆主な取組
・いじめ相談窓口の設置及び相談員等による支援
・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
・いじめ・不登校対策連絡協議会の開催
・いじめ問題調査委員会の設置
・いじめ問題に関する研修会の開催
・いじめ問題啓発のための缶バッジデザインコンクールの開催

→【基本的方向】（１）（２）（９）

■不登校支援の推進
不登校の未然防止及び不登校状態の児童生徒一人一人に応じた心理的支援、学習支援、学校復帰を含めた社会的自立への支援を行う。

◆主な取組
・相談窓口の設置及び指導主事等による支援
・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
・学校生活適応支援員の配置
・市町村教育委員会が設定した取組重点校への指導助言の実施
・不登校支援ガイドブック「あしたも、笑顔で」を活用した研修会の開催
・校内サポート教室の設置（５校）
・県教育支援センター（ハートフルスペース）での支援（県内３箇所）
・ICTを活用した不登校生徒等への自宅学習支援
→【基本的方向】（１）（２）（９）

■家庭教育支援の推進
すべての親が安心して子育て及び家庭教育が行えるよう、家庭教育支援を充実させ、家庭の教育力向上を図る。

◆主な取組
・研修会への家庭教育アドバイザーの派遣
・保護者同士のつながりづくりを目的とした「とっとり子育て・親育ちプログラム」へのファシリテータ派遣
・鳥取県家庭教育推進企業制度による企業と連携した家庭教育支援
→【基本的方向】（１）

■いのちを育むための教育の推進
心や性に関する健康相談に対して、学校の支援体制の充実を図る。

◆主な取組
・学校が実施する児童生徒等を対象とした講演会や職員研修会等に専門家を派遣
→【基本的方向】（１）（３）

※こどもの人権（その２）に続く

第７章　分野別施策の推進
４　こどもの人権（その２）

■青少年の健全な育成のための環境整備の推進

「鳥取県青少年健全育成条例」「鳥取県薬物の乱用防止に関する条例」の適切な運営により、子どもが安心してインターネットを利用できる環境や子どもを薬物から守るための環境整備に努める。

◆令和４年度の取組
・「子どものＳＮＳトラブル防止標語『とりのからあげ』ポスターデザイン・動画コンテスト」実施(R3～)
・親子で使用ルールを主体的に作成する啓発イベントの開催
・電子メディアとの付き合い方を学ぶ学習ノートの配布
・研修会の講師としてケータイ・インターネット教育推進員を派遣

→【基本的方向】（６）（８）

■児童虐待防止対策の充実

発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・自立の支支援のため、市町村、児童相談所、保育所、学校、医療機関等と連携し、地域におけるネットワーク及び支援体制の強化を図る。

→【基本的方向】（４）

■要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策の推進

支援を必要とする子どもや世帯の早期把握に務め、教育や生活の支援、ひとり親家庭の自立に向け支援し、子どもの生まれ育った環境よって左右されることのないよう市町村と連携して支援策を講じる。

◆令和３年度実績
・県立ハローワーク内にひとり親相談窓口を開設
・子どもの居場所に専門職員を配置する市町村を支援
・困窮世帯へ食料を提供するシステム構築に係る経費を支援　など

◆令和４年度新規取組
・(新)地域の助産所による妊産婦の居場所づくりを支援
→【基本的方向】（２）（５）

■子どもの権利への取り組みの推進

ヤングケアラーが相談しやすい体制を整え、当事者や家族が相談しやすい体制を整える。
「鳥取県社会的養育推進計画」に基づき社会的養護を受ける子どもが意見表明をサポートする仕組み作りに取組む。

◆令和３年度実績
・ヤングケアラー実態調査実施
・ヤングケアラー相談窓口設置

◆令和４年度新規取組
・(新)ヤングケアラーSNS相談開設
・(新)ヤングケアラーオンラインサロンの定期開催
・(新)県版アドボカシー構築のための試験運用事業実施

→【基本的方向】（２）（５）（６）

子どもが権利の主体として尊重され、心身ともに健やかに成長していく社会の実現

第７章　分野別施策の推進
５　高齢者の人権

高齢者に対する権利が不当に侵害されることがないよう、それまでに果たしてきた家庭や社会への務めや貢献を正当に評価して、敬意を払うこと、個人の尊厳と生きがいを持って、社会の一員として、その人らしい自立した生活が続けられるような社会づくりを推進する。

■総合相談

介護や福祉に関する地域の総合相談窓口である地域包括支援センターの職員を対象に、人材育成のため、階層別及び総合相談研修を実施。
＜県内の地域包括支援センター設置状況＞
39か所設置（R4.4時点）

■認知症施策

【認知症サポートプロジェクト事業】
超高齢者化社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知所の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。
・認知症本人が行う認知症本人ミーティング
・相談対応を行うためのコールセンターの運営や、ピアサポートを実施
・若年認知症の人への相談支援として若年認知症サポートセンターの運営

■成年後見支援センター運営支援事業

◆概要

各圏域にある３つの成年後見支援センターと市町村が連携して「中核機関」（行政及び弁護士・司法書士等の専門職、家庭裁判所等の関係機関によるネットワークの中心）の役割を担っている。同センターに補助金を交付し、専門職による高齢者等の権利擁護に係る支援体制を構築する。

◆交付団体
（一社）とっとり東部権利擁護支援センター
（一社）成年後見ネットワーク倉吉
（一社）権利擁護ネットワークほうき

■暮らしやすいまちづくり

・住み慣れた地域の中で、安心・安全な生活が継続できるよう医療・介護・生活支援等が一体的に供給される市町村による地域包括ケアシステム推進に係る取り組みへの支援を強化。

■高齢者虐待防止

高齢者虐待の相談対応に携わる地域包括支援センターの職員や介護事業所への研修会を実施。
また、高齢者権利擁護の専門相談に対応する相談機関を県内3カ所に設置。

◆令和４年度
・包括支援センター現任者研修
・高齢者施設の職員・管理者研修
・権利擁護相談機関を3か所設置

■社会参加・健康づくり

・老人クラブが行う社会貢献活動や健康作り等への助成。
・高齢者の生きがいと健康づくりのため、スポーツ大会やシニア作品展の実施。
・高齢者が多様に活躍できる仕組みとして「とっとりいきいきシニアバンク」を運営。

高齢者が敬愛されつつ生きがいを持ち、安心して日常生活を営める社会の実現

第７章　分野別施策の推進
６　外国人の人権

外国人が安心して訪問、生活できる多文化共生社会を推進していくため、外国人総合相談窓口や多文化共生サポーターの設置・運営、やさしい日本語の活用促進、災害時に備えた外国人支援の取組を行う。また、地域における国際交流や多文化共生を推進するため、（公財）鳥取県国際交流財団に対して助成等を行う。

多文化共生推進事業

■外国人総合相談窓口運営事業

生活全般の情報提供及び相談窓口として多言語対応の「外国人総合相談窓口」を運営する。

委託先：(公財)鳥取県国際交流財団

〇外国出身の国際交流コーディネーター（英語、中国語、ベトナム語）を配置（４名）
設置箇所：東・中・西部の県内３箇所

〇外国人の視点から多文化共生の取組を進めるため、外国人の多文化共生コーディネーターを配置（１名）

■（新）災害時外国人支援事業

災害時に備え外国人支援の取組を推進する。
〇災害時に使用する「やさしい日本語」の文例集の作成
〇文例集を活用した防災研修会の開催

■（新）やさしい日本語活用推進事業

外国人等への情報提供やコミュニケーション手段として、やさしい日本語の普及啓発を図る。

〇行政窓口、医療機関等での受付・診察、保育園など分野別の文例集の作成

〇文例集を活用した研修会の開催

※やさしい日本語
難しい言葉を言い換えるなど、外国人、高齢者等に配慮したわかりやすい日本語

■鳥取県多文化共生サポーター運営事業

外国人住民と行政等との橋渡し役を務める鳥取県多文化共生サポーター制度を運営する。

委嘱サポーター：４団体・１個人

委託先：(公財)鳥取県国際交流財団

鳥取県国際交流財団助成事業

■多言語情報発信事業

・ホームページの運営（日本語、英語、中国語、ベトナム語）
・ＳＮＳ（Facebook）による情報発信（英語、やさしい日本語、中国語（簡体字、繁体字）、ベトナム語）等

■コミュニケーション支援事業

・(新)多文化共生コーディネーターの設置
・日本語クラスの運営
・医療・コミュニティ通訳ボランティアの派遣等

■人材育成事業

・医療・コミュニティ通訳ボランティアの確保・育成
・地域における日本語教育支援者養成講座の実施　等

外国人が安心、安全に生活できる多文化共生社会の実現

第７章　分野別施策の推進
７　感染症等病気にかかわる人の人権

＜ハンセン病問題対策事業＞

本県出身のハンセン病元患者やその家族の方々が安心して生活ができるように支援するとともに、ハンセン病に起因する人権問題解決のため、歴史の教訓を学び、正しい知識の普及啓発を行う。

■ハンセン病問題人権啓発事業

①ハンセン病問題人権学習会
　県内の小・中・高等学校にハンセン病問題に造詣のある県内の講師を派遣し、児童・生徒にハンセン病人権問題を通して、人権を守ることの大切さを講演する。（３７校予定）
②県民交流事業
　一般県民から訪問者を募って、長島愛生園及び邑久光明園（いずれも岡山県瀬戸内市）を訪問し、入所者（体験談の語り部）との交流を通してハンセン病人権問題への理解を深める。（募集人数は県東部、中部、西部各２４人の計７２名を予定）
③パネル展の開催
　ハンセン病の人権問題として偏見・差別を解消し、正しい知識の普及啓発のため、市町村等と連携して県内各地でパネル展を開催する。
→【基本的方向】（１）

■本県出身入所者支援事業

①療養所訪問事業
　県の担当職員が、本県出身者が入所されている療養所を訪問し、健康状況等の様子を確認するとともに、ご意見・ご要望等をお伺いする。また、郷土の特産品、新聞、地方情報誌等をお送りする。
②里帰り支援事業
　里帰りを希望される鳥取県出身の入所者に対して、里帰り経費を助成し、支援を行う。
③伝統芸能派遣事業
　希望がある場合に、県内の郷土芸能等を行う団体を療養所へ派遣し、本県の郷土芸能等を楽しんでいただく。

→【基本的方向】（４）

■ハンセン病家族補償法支援事業

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給対象の方への申請手続き等の支援を行う。　→【基本的方向】（４）

＜新型コロナウイルス感染症に関する取組＞

①インターネットの誹謗中傷等についてのサーベランスの実施、市町村等と連携したモニタリングの実施とともに削除要請等を行う。
②感染者や医療従事者、ワクチン接種をしていない方、障がいや病気でマスクをつけられない方への差別に対する人権啓発メッセージを発信。

病気から生じる様々な人権問題が解消され、また患者本位の医療体制が構築された社会の実現

第７章　分野別施策の推進
８　刑を終えて出所した人の人権

＜鳥取県再犯防止推進事業＞

犯罪をした者等が、適切な福祉支援等を受けることにより、再び社会を構成する一員となるようにすることで、再び犯罪を行うことを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。

■鳥取県地域生活定着支援センター運営事業

◆概要
以下の対象者に対し、福祉サービスや生活環境の調整を行う地域生活定着支援センターを運営し、再度犯罪をしない環境・体制を整える。

（１）刑務所出所予定者のうち、帰住先がない障がい者または高齢者であって、保護観察所から依頼のあった者（２）障がいまたは高齢により福祉的支援を必要とする被疑者・被告人等

◆支援内容
実施個別支援検討チーム会議の開催、福祉サービスへのつなぎ、手続等の同行支援、地域移行後のフォローアップ等

◆委託先
（一社）とっとり東部権利擁護支援センター

→【基本的方向】（２）

■鳥取県再犯防止推進会議

◆開催回数：年２～４回程度

◆構成者
保護観察所、検察庁、各矯正施設等国の関係機関、更生保護等に取り組む民間団体等

◆内容
・鳥取県再犯防止推進計画（Ｈ３０～Ｒ４）の進捗管理の共有。
・Ｒ５の計画改訂に向けて関係団体から意見聴取を行い、改正内容の検討を行う。

→【基本的方向】（２）

■再犯防止推進計画に関する取組

◆研修会開催
・障がい者、高齢者事業所向け説明会の開催及び個別の事業所訪問
・支援機関間での研修会

◆広報啓発
・県政広報を活用した関係団体の情報発信
・学生ボランティアの活用について検討、募集呼びかけ協力
・国機関に在籍する心理学の専門家と教育機関、市町村行政との連携を進める

→【基本的方向】（１）（２）

刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営める社会の実現

第７章　分野別施策の推進
９　犯罪被害者等の人権

＜犯罪被害者等相談・支援事業＞

犯罪被害者支援団体が取り組む県民向け啓発事業や、市町村が取り組む被害者等に対する見舞金給付制度を支援する。また、「性暴力被害者支援センターとっとり」が取り組む被害者支援に係る電話・面接相談や医療的・法的支援のほか、啓発活動等の支援活動を推進する。

犯罪被害者支援

■研修・啓発事業

犯罪被害者支援団体が実施する県民向けフォーラム等を通じ、被害者支援の必要性を訴え、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を図る。

◆事業内容
・フォーラム、研修会等の開催支援（鳥取県被害者支援フォーラム等）
・支援団体PR動画のCM発信経費補助
・被害者自助グループとの意見交換

＜参考：令和３年度実績＞
・R3はコロナによりすべて中止
・R4は計３回開催予定
→【基本的方向】（１）

■市町村支援体制強化事業

市町村における犯罪被害者支援条例の制定、見舞金制度の創設並びに犯罪被害者に対しワンストップ体制で対応を行う総合的相談窓口の設置を促進。（県は条例、見舞金とも整備済）

◆事業内容
・市町村向け研修会の開催
・条例・見舞金・窓口対応マニュアルの策定支援　等

＜参考：令和３年度実績＞
・条例制定市町村：８町

→【基本的方向】（２）

性暴力被害者支援

■性暴力被害者支援

被害直後から電話・面接相談や医療的・法的支援など総合的な支援を行う「性暴力被害者支援センターとっとり（クローバーとっとり）」に対する助成を行う。

◆事業内容
・24時間365日の相談受付
・医療機関等への付添支援、医療費、弁護士費用等支援

＜参考：令和３年度実績＞
相談件数：560件、同行支援：60件

→【基本的方向】（２）

■研修・啓発事業

多くの県民に性暴力被害の実態、支援の必要性について啓発。子どもを性暴力の当事者にしないため教育委員会と連携して出前講座を開催。

◆事業内容
・児童・生徒、保護者及び教職員向け出前講座「人権学習講師派遣事業（教育委員会連携事業）」
・県民向け公開講座の開催

＜参考：令和３年度実績＞
出前講座件数：６校

→【基本的方向】（１）

犯罪被害者とその家族が被害の回復に向けて、適切な支援を受けられる社会の実現

第７章　分野別施策の推進
１０　性的マイノリティの人権

＜多様な性を認め合う社会づくり推進事業＞」

多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを推進するため、相談支援の充実や、性的マイノリティの方々の生きづらさ及びアウティングの危険性に対する理解促進を図る。また、相談員の人材育成の実施、当事者が気軽に立ち寄ることのできる居場所づくりとしての「コミュニティースペース」の提供に取組み、相談支援の充実を図る。

■（新）寄り添い相談事業

令和４年４月から多様な性を認め合い誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを推進するため、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づく人権総合相談窓口（鳥取県人権相談窓口）に「鳥取県LGBTQ寄り添い電話相談窓口」を開設。

◆開設日
毎月第１・３水曜日
　　１８時～２０時
　第２・４土曜日
　　１５時～１７時
◆相談先番号
０１２０－６５－１０１０

→【基本的方向】（２）

■啓発事業

LGBTQの方々が働きやすい職場、多様性を受け入れる環境づくりのため、LGBTQに関する基礎知識、当事者の生きづらさを理解し、適切な対応を学ぶ。

＜参考：令和３年度実績＞
演題：「多様な性を前提とした教室づくり　LGBTQ包括の視点から」
講師：遠藤　まめたさん（一般社団法人にじーず代表）
参加者：１２５名以上

→【基本的方向】（１）

■人材育成事業

相談対応に携わる方や、職場内でのファシリテーターの養成を目指し、法律、医療など各分野の専門家をお招きし、必要な知識の習得を目指す。

◆令和４年度
　法、医療、メンタルヘルス、教育等の各分野の専門家による研修会を行う。（年間５回程度）

＜参考：令和３年度実績＞
５回の研修を実施し、累計１３９名が参加。

→【基本的方向】（１）（２）

■居場所づくり

コミュニティスペース（居場所、設置運営は鳥取市、倉吉市、米子市の３市）の運営支援を行うと伴に、市町村と連携・協力を行いながら、当事者の息苦しさ、悩みごとの解決に向けた取組を行う。

＜参考：令和３年度実績＞
鳥取市、倉吉市のコミュニティスペースにおいて、計３回の学習会を実施。

→【基本的方向】（３）

性的マイノリティの人々が自尊感情を持って自己決定、自己実現できる社会の実現

第７章　分野別施策の推進
１１　生活困難者の人権

＜コロナ後の生活困窮者総合支援事業＞

生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第２のセーフティネット」を構築するとともに、生活困窮者の経済的自立のみならず、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。また、市町村が行う生活困窮者の自立に向けた支援を県がサポートし生活困窮者の生活再建を図る。

■生活困窮者自立支援事業

県福祉事務所を設置する三朝町、大山町における生活困窮者自立支援法に基づく必須事業（自立相談支援、住居確保給付金）及び任意事業（就労準備支援、家計改善支援、学習支援）を実施する。

＜参考：令和３年度実施状況＞
・自立相談支援
　相談者数：80件、プラン作成：６件
・住居確保給付金　支給件数：０件
・就労準備支援　利用実人数：18名
・学習支援　利用実人数：３名
・家計改善支援　利用実人数：５名

→【基本的方向】
（２）（３）（４）

■自立相談支援機関のサポート

県が支援員を配置し、自立相談支援機関の相談支援や、職場体験に係る同行支援、面接の助言等の就労支援のサポートを行う。

※R４年度新規

→【基本的方向】
（２）（３）（４）

■低所得者等に係る中間的就労支援推進事業

中間的就労事業所育成員が県全域の支援機関のニーズに応じた協力事業所の開拓や支援対象者とのマッチングを行う。また、協力事業所が中間的就労支援の取組ノウハウを共有する等により就労支援の推進を図る。

＜参考：令和３年度実施状況＞
・協力事業所数 278事業所(R4.3末)
・マッチング件数　46件(R4.3末)

＜参考＞中間的就労：さまざまな事情から直ちに一般就労で働くことが難しい方に対して、本人の状況に応じて見学や職業体験・就労体験の機会を提供しながら、就労に向けた段階的支援を行う。

→【基本的方向】（３）

＜市町村包括的福祉支援体制整備推進事業＞

低所得者、介護、ひきこもり対策など、従来の縦割り制度による相談支援体制では解決しきれない課題に対応するため、市町村に包括的な支援体制を整備する。

包括的支援体制整備推進員（１名）の配置、専門家等で構成する推進チーム（５名）による助言等、各種研修会等の開催、世帯訪問調査等に対する支援などにより、個々の市町村に応じた体制整備を後押しする。

＜参考：令和３年度実施状況＞
・推進員、推進チームによる助言等を実施
・市町村等担当者研修、セミナー等の実施（年間５回）
・世帯訪問調査等支援事業補助金（２自治体が活用）

→【基本的方向】（５）

経済的な生活困難に直面している人々が、健康で文化的な生活を営める社会の実現

第７章　分野別施策の推進
１２　様々な人権

○北朝鮮当局によって拉致された被害者等

＜北朝鮮による拉致被害者等帰国後支援事業＞

北朝鮮による拉致問題は重要な人権侵害であり、拉致問題解決のためには、県民世論の一層の喚起、拉致問題への理解促進を図ることが必要である。また、日本人拉致問題は、発生から多くの年月が経過し、その風化が懸念されているところである。継続的な国への要望活動、啓発活動により拉致問題に関する県民世論を高め、解決へ向けた機運を醸成するともに、拉致被害者等の帰国後の支援体制の整備等を行う。

県民への啓発

■拉致問題啓発映画等の上映会の開催
拉致問題を全県の問題として捉え、広く県民に理解していただき、解決に向けた機運を高めることを目的とし、映画の上映会を開催

■「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」の開催
拉致問題に対する県民の関心を高めるとともに、被害者及び家族への支援の必要性についての理解を促進するため国との共催で開催

■拉致問題人権学習会の開催
学校・地域等と連携・協力し、拉致被害者の家族等を講師とする講演会を県内の学校、市民団体等で開催

帰国時支援

■拉致被害者等帰国時支援
拉致被害者等の帰国に備えて関係市町と連携し、支援体制を構築するとともに、拉致被害者帰国時等の支援及び帰郷後の生活支援を行う

○災害被害者等の人権

＜避難所の生活の質向上事業＞

県外豪雨災害の人的被害において、要配慮者で亡くなられた方が多く、この一因として避難所に要支援者を適切に受け入れる体制が整備されていなかったため、住民の適切な避難行動に繋がらなかったと見込まれることが挙げられる。要配慮者をはじめとして、県民が安心して避難ができるよう、指定避難所、福祉避難所の資機材整備等に補助することにより、「あらゆる人が避難しやすい避難所環境の確保」及び「発災時の早急な被災住民の生活環境の改善」を図る。

市町村への補助

■指定避難所生活環境整備支援
指定避難所での福祉スペース確保など、要配慮者に対応するために必要な資機材の整備について補助

■福祉避難所事前配置資機材整備
市町村が指定する福祉避難所に災害時に必要な備品等を事前配置する市町村に対して支援を行う

避難訓練の実施

これまで障がい児・者（医療的ケア）が参加する訓練経験が少なく、要配慮者が福祉避難所に避難した場合の医療体制や必要な備品等（県、市町村備蓄）についての不安が大きいため、県と大学が協力して訓練を行う

人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊重意識の高揚

4　具体的施策の評価

各章の具体的施策に係る実施状況を踏まえ、評価等を実施することによりフォローアップを行っていきます。
※フォローアップのを行うにあたっては、指標を設けず、取組方針の代表的な施策を抽出し、成果を評価、課題を検証することで、効果的な施策を推進していきます。

■具体的施策の評価項目の様式

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④Ｒ４年度予算額	⑤Ｒ４年度実施状況	⑥Ｒ４年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
					■　評価基準 A:既に達成 B:順調 C:やや遅れている D:遅れている			

■フォローアップ時の評価項目について

①事業名	施策の基本的方向に関わる事業
②事業の目的	事業の目的を記載
③事業内容	具体的な事業内容を記載
④Ｒ４年度予算額	評価の際に、執行額も参考にできるように記載
⑤Ｒ４年度実施状況	実績等を記入
⑥Ｒ４年度評価	Ａ～Ｄ（４段階評価）
⑦次年度への課題	⑤をふまえての課題を記載
⑧課題への取組	⑦をふまえて、課題に対する取り組みを記載

5　今後のスケジュール

時　期	内　容
R4.7.15	鳥取県人権尊重の社会づくり委員会（庁内検討会：副知事トップ） ・協議会に向けた庁内調整会議
R4.7.27	鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 （議題）1　第４次改訂期間の進め方 2　アクションプラン（主要事業等）について 3　施策評価（フォローアップ）について　　等
R4.8月上旬～	・協議会意見等の各課への評価の反映依頼 ・フォローアップ方針決定・各課へ伝達

令和5年度へ

時　期	内　容
R5.4月下旬	鳥取県人権尊重の社会づくり委員会
R5.5月下旬	鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 （議題）1　令和４年度実施の具体的施策の点検 2　令和５年度施策実施に向けた検討・改善

人権施策基本方針第4次改訂　具体的施策の評価

資料 2

＜依頼事項＞

（1） ①事業名、③事業内容について、確認、加除修正お願いします。
・事業を削除される場合は取消線を引いてください。
・内容の訂正は赤字でお願いします。
・新たに事業を追加される場合は行を追加して赤字で入力してください。

（2） ②事業目的、④予算額を入力してください。

■評価基準

A：既に達成
B：順調
C：やや遅れている
D：遅れている

第２章　人権教育・啓発の推進

Ⅰ　人権教育

【施策の基本的方向】
（１）教育活動全体を通じた人権教育の推進　（２）指導内容・方法の工夫・改善　（３）教職員に対する研修等の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
学校人権教育振興事業	・「鳥取県人権教育基本方針－第2次改訂」についての周知を行い、鳥取県のめざす人権教育の浸透を図る。 ・県外の先進事例等を学び、人権教育推進に向けて研究協議する。	・「鳥取県人権教育基本方針－第2次改訂－」の周知を図るための研修会等を実施する。 ・各学校、校区等での研修会等へ指導主事が出向き、人権教育及び各人権問題の指導内容・指導方法等について指導・助言を行う。	2,090					人権教育課
人権教育研究推進事業（国事業）	・推進地域・指定校による実践的な研究を行い、人権教育の一層の推進を図る。 ・研究結果得られた成果や課題を全国に普及・啓発することにより、人権教育の推進に資する。	・学校、家庭、地域が一体となって地域全体で人権意識を培うための実践について研究を行う。 ・人権意識を培うための学校教育の在り方について幅広い観点から実践的な研究を行う。	3,345					人権教育課
県立学校人権教育推進支援事業	・県立学校が自校の人権教育推進上の課題解決に向けて計画・実施する事業に対して支援する。	・すべての県立学校において人権教育推進上の課題解決に向けて計画・実施される事業に対して支援を行う。	1,253					人権教育課
豊かな人権文化を築く学校づくり事業	・学校・家庭・地域が連携・協働し、豊かな人権文化を築く資質を備えた児童生徒を育成する学校の研究・取組を支援するとともに、「人権教育プログラム集」をはじめとした成果の普及を図る。	・いじめ等の防止の取組を効果的に進めるために、人権教育を総合的に推進する学校を指定し、その研究・取組を支援する。 ・PTA等が企画する研修会等にファシリテーターを派遣するとともに、ファシリテーターの資質・能力の向上を図る。	1,667					人権教育課
人権教育アドバイザー事業	鳥取県人権教育アドバイザーを委嘱し、市町村の社会教育における人権教育行政の実情を把握し、諸課題の解決のために助言を行う。	委嘱を受けた鳥取県人権教育アドバイザーは、鳥取県教育委員会教育長や市町村の要請により、人権教育の推進にかかわる事項について助言を行う。また、適切な助言に資するため、県内外の研修会等に鳥取県人権教育アドバイザーを派遣する。	1,180					人権教育課

社会人権教育振興事業	県内の社会人権教育活動の充実を図るため、関係する団体への支援を行う。	・「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」の開催や、各市町村単位で組織された「人権教育推進協議会」の活動を支援する団体に対して、運営費を助成する。	4,899					人権教育課

Ⅱ　人権啓発

【施策の基本的方向】
（１）効果的な啓発・情報提供　（２）効果的な啓発手法

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費（企業トップセミナー）	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	・企業市町村トップセミナーを開催し、企業トップ等の人権意識の向上を推進	1,068					人権・同和対策課
人権啓発教育事業	人権が尊重される社会づくりを推進するため、各種啓発事業を実施し、市町村や県民等が行う人権意識の高揚を図る取組を支援する。	○人権啓発活動事業 ・人権情報誌「ふらっと」年2回発行（県人権文化センターに委託） ・ガイナーレ鳥取と連携した啓発活動 ・鳥取地方法務局、鳥取県人権擁護委員連合会等と連携し「人権フェスティバル」実施 ○人権研修推進事業 　県職員人権研修実施	18,351					人権・同和対策課
企業内人権啓発相談員の設置及び推進員研修会の実施	事業所における公正な採用選考システムの確立と同和問題等の解決のために必要な知識、理解及び認識を深める。	・企業人権啓発相談員による県内企業への推進設置の働きかけ ・公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催（年3回）	1,960					雇用政策課
企業内支援者スキルアップ研修	企業内での支援体制を強化し、障がい者の職場定着・離職防止を進める。	障害者職業生活相談員など企業内の支援者の能力強化を図るため、研修を実施する。	200					雇用政策課
鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）による社内研修講師派遣や労働セミナーの実施	労使間トラブルの未然防止や適切な労務管理の推進を支援する。	・企業が行う社内研修（ハラスメント、メンタルヘルスケア等）への講師派遣 ・労働者・経営者向けの労働関係法令セミナーの開催	1,939					とっとり働き方改革支援センター

第3章　差別実態の解消に向けた施策

【施策の基本的方向】
　１　差別のない社会づくりの推進　　２　差別解消に向けた施策の検討

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費（差別事象検討小委員会）	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	差別事象検討小委員会を開催し、県内で発生した差別事象の実態を把握し、啓発や支援施策等の対応を検討する	123					人権･同和対策課

第4章　相談支援体制の充実

【施策の基本的方向】
　１　相談機能の充実　　２　救済制度の確立の国への要望

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費（相談ネットワーク）	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	県内3か所に人権相談窓口、人権局に「こどもいじめ人権相談窓口」を設置し相談者に寄り添った支援を行うとともに、専門相談員（弁護士）による相談会、ネットモニタリング等を実施	3,353					人権・同和対策課
地域生活支援事業（相談支援体制強化事業）	障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことのできる相談支援体制を整備するため、市町村域を超えた広域的な支援を行う。	相談員研修会の開催、市町村の相談支援体制を活性化させるためのアドバイザー派遣、鳥取県地域自立支援協議会運営事業等	2,613					障がい福祉課

第6章　共通して取り組む重要施策

２ ビジネスと人権

【施策の基本的方向】
（１）企業の取組の推進　（２）ハラスメント防止等の推進　（３）労使間の問題解決支援　（４）新たな人権課題への対応

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
企業内人権啓発推進事業	事業所における公正な採用選考システムの確立と同和問題等の解決のために必要な知識、理解及び認識を深める。	･事業所における同和問題等人権啓発の体制づくりの取組として、公正採用選考人権啓発推進員の設置、推進員研修の受講、公正な選考システムの確立、推進計画の策定などを実施する。 ･公正採用選考人権啓発推進員を対象とした公正採用選考人権啓発推進員研修会を開催する。	1,960					雇用政策課
鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)による社内研修講師派遣や労働セミナーの実施	労使間トラブルの未然防止や適切な労務管理の推進を支援する。	・企業が行う社内研修（ハラスメント、メンタルヘルスケア等）への講師派遣 ・労働者・経営者向けの労働関係法令セミナーの開催	1,939					とっとり働き方改革支援センター

【SDGs企業認証】経営伴走サポート事業	都道府県レベルで全国初となる「とっとりSDGs企業認証」の発足を契機として、県内企業の認証支援を行うための体制を整備するとともに、県内企業によるSDGs経営転換に向けた取組支援を行いながら、投資家やサプライチェーン、働く人、社会等から選ばれる企業への転換を促すなど県内企業の価値向上を図る。	「とっとりSDGs企業認証」を全国に先駆けて創設(R4.4月予定)し、認証事業者等に対する専門家の伴走支援のほか、セミナー等によるSDGs経営転換支援や県内外企業とのマッチング支援等を通じて、県内企業が行うSDGs経営推進を後押しする。 認証項目には労働者の人権への配慮も含まれており、本制度により企業の人権意識の醸成に繋げる。	5,600					商工政策課

3 デジタル社会における人権

【施策の基本的方向】
（1）教育・啓発の推進　（2）相談支援体制の充実　（3）インターネット上での人権侵害行為への対応　（4）青少年の健全な育成のための環境整備　（5）新たな人権課題への対応

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会事業	子どもたちの電子メディア機器とのよりよい付き合い方に関する教育啓発を、官民連携組織により、企画・実施する。（委託先：鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会）	・鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会の運営 ・電子メディアとの付き合い方を子ども・保護者・学校で学べる学習ノートの作成・配布 ・親子で電子メディアとの適切な付き合い方を学び、使用ルールを主体的に作成する講座・啓発イベントの開催 ・SNSトラブルから子どもを守る取組（SNSトラブル防止標語「とりのからあげ」の県全体への普及等）	1,512					社会教育課
鳥取県インターネット問題予防対策事業	情報モラル・リテラシー・シチズンシップ等の指導ができる民間の専門人材を学校へ派遣し、ネット依存や人間関係のトラブルといったインターネットの過剰利用による問題の発生を学校全体で予防する。	鳥取県デジタル・シティズンシップエデュケーターを学校へ派遣し、児童生徒への啓発・学習と教職員教育研修を行う。	621					社会教育課
インターネットとの適切な接し方教育啓発講師派遣事業	子どもの健全育成を行うNPOに委託し、保護者や地域住民への啓発活動を行う。	・ケータイ・インターネット教育推進員派遣（PTA研修等への講師派遣） ・ケータイ・インターネット教育推進員研修（派遣する講師の育成） ・乳幼児の保護者向け啓発活動（啓発チラシを作成し、幼稚園・保育所等へ配付）	2,376					社会教育課
ネットパトロール事業	インターネット上の誹謗中傷、犯罪被害等から子どもたちを守るため、インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視をする。	月10回程度インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視を行い、問題と思われる事例が発見された場合、市町村教育委員会や県立学校等に情報提供する。	1,091					いじめ・不登校総合他k策センター
【再掲】 差別と偏見のない社会づくり推進費（相談ネットワーク）	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	・人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業 ・各市町村、関係団体へのネットモニタリング支援	3,353					人権・同和対策課

４ 個人情報の保護と人権

【施策の基本的方向】
（１）個人情報の適切な管理等の推進　（２）マイナンバー制度や本人通知制度の周知

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
情報公開･個人情報保護制度実施事業	･県民等の個人情報を適正に収集、利用、提供、管理するとともに、個人情報の開示請求等を受け、適切に開示請求等を行うこと等により、県民の権利利益の保護を図る。	･個人情報保護審議会の運営、個人情報の開示請求等への適正な対応、個人情報保護についての研修･指導･相談･協議の実施、個人情報適正管理実地検査の実施、個人情報取扱事務登録簿の整備･閲覧の実施。	1,677					県民参画協働課

５ ユニバーサルデザインの推進

【施策の基本的方向】
（１）教育・啓発の推進　（２）カラーUDの推進　（３）関係機関等との連携　（４）公共施設等のUD化の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
人権啓発教育事業（人権教育事業･ユニバーサルデザイン出前授業）	誰もが暮らしやすい社会づくりの担い手としての自覚と実践力を培う。	県と学校が協力し、UD（カラーUDを含む）に関する学習に加え、障がい者や高齢者への向き合い方（疑似体験やマナー）等に関する学習を実施する。	437					人権･同和対策課
とっとり発ユニバーサルデザイン施設普及促進事業	建築物のバリアフリー化をソフト面とハード面の両側から進めることにより、障がいを持つ方、ご高齢の方等が社会参画しやすいまちづくりを進める。	既存建物のバリアフリー化を推進するため補助制度の拡充、施設整備マニュアル作成、アドバイザー派遣等により普及啓発を図る。並びに建築物のバリアフリー情報をスマホで提供するなどデジタル技術を活用した施設利用者を支援するツールを開発し、福祉のまちづくりの推進を図る。 [財源]一部国1/2（社会資本整備総合交付金） ･福祉のまちづくり推進事業補助金の見直し ･とっとりユニバーサルデザイン認証によるバリアフリー格付け制度の導入	43,439					住まいまちづくり課

第7章　分野別施策の推進

1 同和問題（部落差別）

【施策の基本的方向】
（1）教育・啓発の推進　（2）隣保館における相談支援体制の充実　（3）就労の支援　（4）差別事象等への対応　（5）関係団体との連携

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
部落差別解消推進事業	部落差別問題をはじめとする人権課題の解決に向け、鳥取県同和対策協議会等と連携し具体的施策に取り組む。	・部落差別解消推進に係る啓発広報 ・宅地建物取引上の人権問題解決に向けたアクションプランに基づく、宅建業者や県民に対する宅地建物取引上の人権問題に係る啓発活動 ・隣保館相談支援強化アドバイザー派遣 社会福祉協議会や民生児童委員等地域の様々な社会資源と連携を図り、各分野のアドバイザーを派遣し隣保館相談支援機能強化を図る ・隣保事業ソーシャルワーカー養成研修会 地域の隣保事業を牽引するリーダー的な役割を果たす隣保事業ソーシャルワーカーを育成する	7,583					人権･同和対策課
【再掲】 企業内人権啓発推進事業	事業所における公正な採用選考システムの確立と同和問題等の解決のために必要な知識、理解及び認識を深める。	・事業所における同和問題等人権啓発の体制づくりの取組として、公正採用選考人権啓発推進員の設置、推進員研修の受講、公正な選考システムの確立、推進計画の策定などを実施する。 ・公正採用選考人権啓発推進員を対象とした公正採用選考人権啓発推進員研修会を開催する。	1,960					雇用政策課

2 男女共同参画に関する人権

【施策の基本的方向】
（1）教育の推進　（2）啓発・支援体制の充実　（3）性別に関係なく、誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの推進
（4）女性の政策・方針決定過程への参画の推進　（5）男性の家庭生活・地域生活への参画促進　（6）あらゆる暴力の根絶

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
女性活躍に取り組む企業支援事業	誰もが働きやすい職場環境づくり、女性の人材育成や就業継続に向けた取組など、企業における女性活躍を推進するための取組を促進する。	企業における女性活躍を推進するため、積極的に女性の人材育成や管理職登用を行う企業を支援するとともに、企業における女性管理職登用等の実態把握を行う。 ・企業経営者向け研修の実施 ・女性の管理職登用によりポジティブな変化のあった企業の情報発信 ・企業の女性活躍推進に向けた取組を助成 ・企業における女性の管理職登用等実態調査	8,312					女性活躍推進課

家族の笑顔をつくる家事シェア・家事負担軽減促進事業	誰もが地域や職場など様々な場でいきいきと活躍できる社会を目指し、家事、育児、介護等の負担が女性に偏りがちな状況を解消するため、男性の家事等への参画を促進する。	家庭内の家事分担を進めるきっかけとなる情報発信・普及啓発により、男性の家事・育児・介護等への参画を促進する。 ・島根県と連携した広域的な情報発信 ・男女共同参画に関するセミナーへの参加、取組を実施した者にポイントを付与 ・日ごとに家事分担を書き記すことができる「家事シェアボード」の作成・配布 ・ご飯作りにチャレンジする男性（父親等）と児童生徒の写真募集、料理教室の開催	3,350					女性活躍推進課
男女共同参画センター費	男女共同参画センター「よりん彩」において、男女共同参画推進の活動拠点として、更なる男女共同参画への理解促進を図る。	男女共同参画センター「よりん彩」において、情報提供、相談事業等を実施するほか、男女共同共同参画の普及啓発や推進活動の中核となる人材の育成や団体への支援等を行う。	18,706					女性活躍推進課
男女共同参画社会づくり推進事業	鳥取県男女共同参画計画の進行管理及び着実な取組を推進する。	男女共同参画の推進のため、市町村や関係団体との連携、県及び市町村の男女共同参画の取組状況の公表、専門員の訪問等による企業における男女共同参画の取組促進、若い世代への普及啓発等に関する取組を行う。	4,450					女性活躍推進課
女性のキャリアアップ・キャリア形成支援事業	令和4年10月に開催される「日本女性会議2022in鳥取くらよし」に向けて、さらなる女性活躍の機運を高めるとともに、女性の入職の少ない分野への女性の進出、管理的地位に就くことを目指す女性の増加を図る。	多様な分野で活躍する女性の紹介や、女性対象のキャリア形成研修等の開催とともに、学生等若い世代からのキャリアデザイン形成の支援を行う。 また、「日本女性会議2022in鳥取くらよし」の開催に向け、県内の女性活躍の機運を高めるためのシンポジウムを開催する。	8,858					女性活躍推進課
産前産後のパパママほっとずっと応援事業（新米パパに贈る子育て教室）	医療機関や市町村、家族にも相談できず、孤立・孤独感を感じている妊産婦の不安を解消を図るため、実践を通じて父親の育児参画の必要性を周囲に促すことのできる先輩パパを養成する。	出産を控えた父親に対して、沐浴・妊婦体験・赤ちゃん人形だっこなどの体験に併せて、母親の抱える不安や父親に求められる意識、育児休業や里帰り出産など出産前に行うことのできる事前の準備などを伝える教室を開催する。	765					家庭支援課
DV被害者等総合支援事業	DV被害者等の保護及び自立支援を行う。	関係機関の職員を対象とした研修、DV防止啓発を目的とした街頭キャンペーン、DV加害者更生のための電話相談窓口の設置等を実施し、DV被害者の保護及び支援体制の強化を図る。支援を行う民間団体等を対象に、一時保護のための借間の家賃や一時保護解除後の自立支援に係る初期費用など支援に係る経費、DV被害者等に対する先進的・専門的な取組に係る経費を補助する。ステップハウスの管理運営及び被害者の自立支援を、社会福祉法人に委託して実施する	31,900					家庭支援課

鳥取県DV予防啓発支援員活動事業（人権教育課による人権学習講師派遣事業の一つ）	若年者（高校生等）に対して、DVについて正しい知識、対応方法や男女が対等でお互い人権を尊重しあう関係を学び、DV被害者や加害者にならないようにするためにデートDV防止普及啓発のための学習会等を実施することにより、DVを予防し暴力のない社会を目指す。	DV予防啓発支援員を養成して学校等のデートDV予防学習会や地域等のDV予防研修会に講師として派遣し、啓発活動を行う。	2,186千円					福祉相談センター（人権教育課）
性暴力被害者支援事業	性暴力被害者支援協議会が実施する被害者支援、啓発・支援員研修及び協議会の運営等に要する経費を助成し、支援活動の推進を図る。	被害直後から電話・面接相談や医療的・法的支援など総合的な支援を行う「性暴力被害者支援センターとっとり（クローバーとっとり）」に対する助成を行う。	24,369					くらしの安心推進課
人権学習講師派遣事業（男女共同参画に関する学習会）	児童・生徒等に、身近な生活を通じた男女共同参画の視点を踏まえた学習を実施することにより、鳥取県の未来を担う子どもたち一人一人が、思いやりや自立の意識を育み、自らの意思でその生き方を選択できるよう、男女共同参画への理解を深め、意識を育んでいく	男女共同参画の視点を踏まえた学習を通して自立の意識の向上を促し、自らの意思で自分らしく生きる力を育む。	男女共同参画センター費（普及啓発事業）3,591千円					男女共同参画センター 人権教育課

3 障がいのある人の人権

【施策の基本的方向】
（１）教育・啓発の推進　（２）相談支援体制の充実　（３）権利擁護の推進　（４）障がい者差別の解消に向けた取組　（５）社会参加と雇用の促進
（６）暮らしやすいまちづくりの推進　（７）特別支援教育の充実　（８）精神障がいのある人に関する施策の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
ともに生きる「あいサポート企業・団体」拡大事業	「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）」（以下「障害者差別解消法」という。）が改正（令和3年6月4日公布）され、企業や店舗などの民間事業者による「合理的配慮の提供」が公布の日から3年以内に義務化されることに伴い、「合理的配慮の提供」と同意義である本県発祥の「あいサポート運動」の取組を加速し、障がい者差別解消に向けた取組を推進する。	障害者差別解消法の改正を契機として、改めて法の理念を先取りした「あいサポート運動」の取組を加速させるため、あいサポート企業拡大推進員を配置し、あいサポート企業・団体の拡大を推進するとともに、民間事業者の「合理的配慮提供」の環境づくりの支援、普及啓発や研修会の開催等を行う。 ・あいサポート企業拡大推進員の配置 ・民間事業者が実施する社会的障壁の除去に必要となる経費を支援 ・あいサポート運動（障害者差別解消法）に係る普及啓発 ・障害者差別解消法の理解促進研修の実施	15,464					障がい福祉課

障がい者情報アクセスモデル県推進事業	国において、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進に係る法律が成立したところであり、情報保障におけるモデル県となっていけるよう取組を進める。	情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進のための全国的なモデルとなるよう、鳥取県障がい者ICT相談窓口の設置によるデジタルデバイス活用の個別支援、視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るための機器の整備、障がい者の情報アクセシビリティ・コミュニケーションの支援を担う人材（同行援護従事者）の確保、AIによる手話言語認識技術発展の実証実験への参加を行うほか、きこえない・きこえにくい子や家族のための相談窓口や、関係機関の専門性を生かした支援機能を結び付ける中核となるセンターを整備し、切れ目のない支援を行う。	21,211					障がい福祉課
親亡き後の安心サポート体制構築事業	障がい者の親亡き後を見据え、親がわが子の特徴や支援方法等を記すことで円滑な支援へとつなげる「安心サポートファイル」の普及・活用促進を図る。	検討委員会を設け親亡き後に向けて必要とされる支援について検討するとともに、「安心サポートファイル」の普及拡大を図るためのコーディネーターを配置する。	3,511					障がい福祉課
きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業	きこえない・きこえにくい子どもの早期支援を図り、今後の社会生活をより豊かにするために、きこえない・きこえにくい子どもとその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結び付ける中核となるセンターを整備し、切れ目のない支援を行うこと。	・本人・家族支援の実施 ・情報の収集・活用・発信 ・関係機関との連携・支援 ・協議会の設置 〇委託先：（公社）鳥取県聴覚障害者協会 〇コーディネーター1名、支援員1名（ろう者）、事務員1名を配置	21,501					子ども発達支援課
人権学習講師派遣事業（車いすバスケットボール）	・パラスポーツ競技である車いすバスケットボールの体験教室を通して、ユニバーサルデザイン（UD）の身近な実践例、高齢者や障がい者への向き合い方（疑似体験やマナー）、心のUD等に関する学習を行い、人と人とのコミュニケーション、相手の立場に立った行動を身につけるなど、様々な人権意識の向上を図る。	・車いすバスケットボール体験を通して、障がいのある人への向き合い方や思いやりへの理解を深め、共生社会の実現へ向けた人権意識の向上を図る。	960					人権・同和対策課 人権教育課
人権学習講師派遣事業（ボッチャ）	・ボッチャ体験を通して障がいの有無に関係なく、スポーツの素晴らしさやパラスポーツ競技の魅力を感じることにより、障がい者への向き合い方や思いやりへの理解を深め、人と人とのコミュニケーション、相手の立場に立った行動を身につけるなど、共生社会の実現へ向けた人権意識の向上を図る。	・ボッチャ体験を通して、障がいのある人への向き合い方や思いやりへの理解を深め、共生社会の実現へ向けた人権意識の向上を図る。	640					人権・同和対策課 人権教育課
地域生活支援事業（障害者就業・生活支援事業）	就業と密接不可分である日常生活の安定を確立し、障がい者雇用の促進及び就業の安定を図る。	県内3ヶ所の障害者就業・生活支援センターに生活支援員等を配置し、就業に係る生活面での相談・支援等を行う。就労評価を実施するアセスメント支援員を西部圏域に配置する。	30,628					障がい福祉課

成年後見支援センター運営支援事業	・人口の減少、高齢化の進展などにより、権利擁護に対する社会の要請がますます高まっている。 ・成年後見制度によって、認知症や知的障がい等により判断能力が不十分な方の権利擁護を支えていく。	権利擁護に関する相談から支援までの一元的・専門的な支援を担う成年後見支援センターの運営を支援する。	14,250					福祉保健課
障がい者アート推進事業	平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」の成果を未来に引き継ぐとともに、平成30年6月に公布・施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び法律を踏まえ同年10月に全国に先駆けて策定した「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に基づき、障がい者アートのさらなる推進を図る。 また、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」に加盟する都道府県と連携して行った障がい者アート振興の取組をレガシーとして継続・発展させるとともに、全国に誇ることができる鳥取県の障がい者の芸術を全国に発信する。	「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に基づき、障がい者の芸術・文化活動の推進を図る。	98,784					障がい福祉課
鳥取型障がい者スポーツ推進事業	鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア及びその中・西部サテライトセンターによる障がい者スポーツ支援体制を活かしてスポーツ教室の開催や障がい者スポーツを支える人材（ガイド人材）の育成を推進し、全県各地でスポーツに親しめる環境づくりを推進する。	ノバリア運営やガイド人材の育成・派遣、スポーツ・レクリエーション教室の開催、特別支援学校でのパラスポーツ体験教室等を通じて、障がい者を含めあらゆる世代がスポーツを楽しみ、輝ける多様性のある共生社会の実現を図る。	28,679					スポーツ課
障がい者一般就労移行支援事業	障がい者が一般就労をするために必要なスキルや支援する側のスキルを習得する。また、関係機関との連携を強化し、密な支援を実施する。	一般就労移行の促進に向けた就労支援機関によるネットワーク会議の開催、就労移行・定着支援セミナーの開催や障がい者実習に係る謝金の支給等を行う。	2,119					障がい福祉課
障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業	鳥取県工賃3倍計画に定める目標工賃の達成に向け、各事業所の特性に応じた支援を実施する。	特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業センターにコーディネーターを配置。総合相談窓口、専門家の派遣、共同受注窓口、人材育等を実施。	30,917					障がい福祉課
手話でコミュニケーション事業	平成25年10月に成立した『鳥取県手話言語条例』に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、きこえない・きこえにくい人の社会参加を推進するための事業を行う。	聴覚障がい者センターに手話通訳者等を配置し、団体等からの依頼に基づき手話通訳者を派遣するほか、ICT機器を使用した遠隔手話通訳サービス、県民向けの手話講座等を実施し、きこえない・きこえにくい人への支援を行う。	96,007					障がい福祉課
聴覚障がい者センター事業（聴覚障がい者意思疎通支援事業）	県内の3か所に設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である「鳥取県聴覚障がい者センター」において、聴覚障がい者の社会参加を推進するための事業を行う。	手話を使わない（使えない）聴覚障がい者にとって重要な意思疎通支援である要約筆記者の養成や派遣、字幕入り映像の貸出事業等に取り組む。	26,315					障がい福祉課

視覚障がい者情報支援事業	情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段その他情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し、及び利用できるよう、各種事業を実施する。	視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として、「鳥取県視覚障がい者支援センター」において、多様な相談に対する支援を実施するほか、点字図書館の運営費補助、点字・声の広報発行など見えない・見えにくい人へのコミュニケーション支援を行う。	68,165					障がい福祉課
失語症者向け意思疎通支援事業	失語症者が社会生活の中で抱える困難を解消するため、失語症に係る県民の理解を広げるとともに、支援者を養成・派遣する。	失語症者の意思疎通を支援する者(失語症者向け意思疎通支援者)の養成及び派遣を行う。	16,402					障がい福祉課
精神保健福祉に関する事業	○人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院制度等の適切な運用を図るため、精神医療審査会の開催及び精神科病院に対する定期実地審査等を実施する。 ○精神疾患のある方(措置入院医療対象者)の医療・保護を行い、措置入院に係る手続きを適切に実施するとともに、「鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアル」(以下「マニュアル」という。)に基づき、本県の措置入院者が措置入院解除後、地域で安心して生活を送ることができる支援体制を構築する。 ○大規模災害等の後に被災地域に入り、精神医療及び精神保健活動を行う専門チームDPAT(災害派遣精神医療チーム)の体制整備を進める。	フォーラムの開催等により精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、精神疾患のある方(措置入院患者)が措置入院解除後、地域で安心して生活することができるよう関係機関で連携して支援を行う。	17,926					障がい福祉課
【再掲】 とっとり発ユニバーサルデザイン施設普及促進事業	生活を営む中で利用頻度の高い飲食店や物販店、病院や福祉施設など、民間建築物のバリアフリー化を促進する。	バリアフリー化を行う民間建築物の建築主に対して、市町村と協調し整備に係る費用を助成する。	43,439千円のうち、17,831千円					住まいまちづくり課
住宅セーフティネット支援事業	民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図る	・住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等)の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)を登録・公開する。 ・セーフティネット住宅に対して家賃低廉化等の補助を行う市町村に対し、経費の一部を支援する。 ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援する。	14,081					住まいまちづくり課
ユニバーサル社会の実現に向けたバリアフリー化推進事業	観光施設周辺や障がい者就労施設、高齢者や子育て世代など多くの人が利用する施設等を中心に、誰もが安心して利用できる道路整備を推進する。	バリアフリーを目的とした歩道の段差解消や視覚障がい誘導ブロック等のニーズを踏まえた整備	15,000					道路企画課
仕事とくらしに役立つ図書館推進事業	デジタルアーカイブ特性である利用しやすさを活かしつつ、障がい者や高齢者等図書館の利用に困難のある方や情報の獲得に困難のある方に対するサービスを一層充実する。	視覚障がい者等に対するサービス提供のための環境整備を推進するとともに、障がい者サービスの拡充を図り、読書バリアフリーの啓発に務める。	1363					図書館

県教育委員会における障がい者就労支援事業	県教育委員会の障がい者雇用を推進する。	・県立学校や事務部局に知的障がい者等を会計年度任用職員として雇用するとともに、障がいのある職員を支援する職員に対する研修会等を実施する。	987					教育総務課
特別支援教育専門性向上事業	・小・中・高等学校等において、発達障がいのある児童生徒に一貫した支援を行うため、早期からの指導・支援の充実、より一層の体制整備充実を図る。 ・特別支援学校教職員の専門性・授業力を向上させ、一人一人の障がい特性と発達に応じた指導を実現するため、長期研修や環境整備を実施する。	○発達障がい専門性向上 ・発達障がい専門性向上事業研修会の実施 ・小中学校等の職員への、LD等専門員による相談活動の実施 ○教職員の資質・指導力向上のための大学等へ長期派遣 ・各種講座や大学・研究機関等への派遣。 ・小中学校等の教員を大学に派遣し、次世代のLD等専門員及び通級指導教室担当教員等を養成。 ○理療科・寄宿舎充実 ・県内で設置が少数の教育資源分野(理療科・寄宿舎)について、専門性向上のための研修を実施。 ○医療的ケア専門性向上 ・医療的ケアが必要な幼児児童生徒の教育の充実を図るため、学校看護師や教職員に対し研修を実施。 ○特別支援学校教育職員免許保有率向上 ・特別支援学校教諭免許状取得のための免許法認定講習(5講座)の開催や放送大学受講助成を行う。	8,227					特別支援教育課
切れ目ない支援体制充実事業	・インクルーシブ教育システムの構築に向けて体制整備の充実を図るため、県立特別支援学校に外部専門家を配置するなどして特別支援学校のセンター的機能を強化するとともに、市町村における切れ目のない支援体制の充実を図るための研修会を開催する。 ・就学前から学校卒業後までの切れ目のない支援体制構築を目指して、教育と福祉が連携して各圏域ごとに福祉セミナーを開催する。	○特別支援学校センター的機能充実 ・特別支援学校に外部専門家(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士)を配置し、教職員の専門性向上を進めるとともに、自校及び地域内の小中学校等への助言機能を向上させ、地域内のセンター的機能の強化を図る。 ○発達障がい理解促進 ・小学校、中学校及び義務教育学校を中心に発達障がい理解促進のための教職員研修を実施。 ○福祉セミナー ・在学中から福祉サービスの概要の周知と活用を促進し、圏域ごとに在学中から福祉サービスが利用しやすくなるよう、顔が見える関係を作るため、福祉セミナーを開催。	4,066					特別支援教育課
特別支援教育充実費	・児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、実態に応じた適切な就学先・進学先の決定、学齢期への円滑な移行、継続的な学びの場の検討を行うことができる体制整備を進めるとともに、一貫した教育をめざした小中学校、高等学校等への特別支援教育の理解啓発の充実を図る。 ・特別支援学校において児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境整備を行う。	○就学支援・教育支援 ・鳥取県就学支援委員会の開催・教育支援チームの派遣 ○医療的ケアを必要とする幼児児童生徒学習支援の充実 ・公立学校医療的ケア体制整備検討分科会 ○特別支援学校地域支援推進事業 ・小中学校等への相談活動(センター的機能)	2,742					特別支援教育課

特別支援教育充実事業	高等学校における特別支援教育の充実に向けて、通級指導教室設置校の指定等を通して障がいのある生徒の自立と社会参加等を目指す。	・県立高校5校を通級指導教室設置校として特別支援教育コーディネーターを配置する。 ・「高校における通級による指導」の実践・研究、自己理解・他者理解のための実践・研究、高等学校特別支援教育に関する研修を実施する。 ・「手話言語」授業を実施している高校へ、手話教育普及支援員を派遣する。	5,106					高等学校課

4　子どもの人権

【施策の基本的方向】
（１）教育・啓発の推進　（２）相談支援体制の充実　（３）いのちを育むための教育の推進　（４）児童虐待防止対策の充実
（５）要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進　（６）子どもの権利への取組の推進　（７）特別支援教育の充実　（８）青少年の健全な育成のための環境整備の推進
（９）いじめ、暴力行為、不登校等へ対応の充実　（１０）体罰防止に向けた取組の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
子どもの貧困対策総合支援事業	鳥取県子どもの貧困対推進計画（第2期）に基づき、地域の実状に応じた子どもの居場所づくりや学習支援事業の充実に取り組む市町村等を支援する。	生活に困難を抱える子どもや世帯への支援を強化する。 ・市町村が、子どもの居場所に専門職員を配置し、アセスメントに基づく世帯支援に取り組む経費を支援 ・とっとり子どもの居場所ネットワークが、食材提供拠点を活用し困窮世帯へ食料を提供するシステムを構築するための経費を支援	20,298					家庭支援課
ヤングケアラー支援強化事業	ヤングケアラーに対する支援体制の強化や啓発を図る。	ヤングケアラーに対する理解促進を図るための啓発、支援者のスキルアップ及びヤングケアラーや若者ケアラーが常時相談できる体制の構築等を行う。 ・電話相談の受付体制を24時間・365日に拡充 ・LINE相談窓口の新設 ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有しあうためのオンラインサロンの開催 ・支援者研修会の開催 ・支援機関の研修経費の助成 ・全小・中・高生へのチラシ配布（相談窓口等について啓発） ・対策会議の開催	14,890					家庭支援課

産前産後のパパママほっとずっと応援事業	産後健診で把握した要支援者に確実に支援を届け、産後うつ及び児童虐待を防止するとともに、子育ての円滑なスタートを支援する。 また、医療機関や市町村、家族にも相談できず、孤立・孤独感を感じている妊産婦の不安を解消を図る。	産前産後の強い育児不安や援助者の不在による産後うつ及び児童虐待を防止するため、心の休息(レスパイト)のとれる居場所づくりなどの支援を行う。 ・地域の助産所による妊産婦の居場所づくり ・父親の育児参画の必要性を職場などで周囲に伝えられるリーダーの養成	10,765					家庭支援課
児童相談所体制強化事業	児童に関する様々な問題について、関係機関と連携して適切に対応できるよう、児童相談所の体制強化を図る。	施設内虐待の発生予防に関する研修の充実を図るとともに、一時保護所(県内3か所)の第三者評価の受審に取り組む。 また、関係機関に対し、児童虐待に関するスキルアップ研修等を行う。併せて、広く県民への広報啓発活動等を行い、児童虐待防止対策を推進する。	21,364					家庭支援課
ひとり親家庭寄り添い支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、鳥取県母子寡婦福祉連合会と連携をし、ひとり親の悩みに寄り添いながら必要な支援へと繋ぐ相談支援体制を構築する。	県内3カ所の県立ハローワーク内に『ひとり親家庭相談支援センター』において、相談員による相談を実施するとともに、相談者適切な支援を受けるための同行支援や出張相談等を実施する。	3,560					家庭支援課
社会的養育における子どもの権利擁護推進事業	県版アドボカシー(本県での社会的養育を受けている子どもの意見表明をサポート又は代弁する仕組み)の体制を検討、構築する。	試験的にアドボケイトを児相相談所一時保護所に派遣し、本県のアドボカシー制度を検討する際の資料として活用する。 また、社会的養育を受けている子どもがアドボカシーについて学ぶための動画を作成するとともに、アドボケイトの養成研修等を行う。	6,159					家庭支援課
不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業	県内3箇所に設置している県教育支援センター「ハートフルスペース」において、義務教育修了後の高校不登校(傾向)生徒や中卒者、高校中途退学者の学校復帰や就労、社会参加に向けた支援を行う。	県教育支援センター「ハートフルスペース」において、安心して過ごせる居場所の提供や社会性を身に付けるような活動の提供を行うとともに、カウンセリグや進路支援を通して、次の進路へ向けての情報提供、福祉・就労等の関係機関へのつなぎ等を行う。	2,147					いじめ・不登校総合対策センター
いじめ防止対策推進事業	いじめ防止対策の推進のため、関係機関・団体との連携、相談窓口の充実、重大事態への対応、いじめ問題の解決にあたる学校等への支援、児童生徒がいじめ問題について考える取組への支援等を行う。	鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の開催、いじめ相談窓口の運営、子どもの悩みサポートチーム支援事業の実施、いじめ問題調査委員会の設置、児童生徒のいじめ問題への主体的な取組支援の実施、いじめ問題に関する行政説明会の実施等を行う。	12,350					いじめ・不登校総合対策センター
スクールソーシャルワーカー活用事業	学校や家庭、地域など児童生徒を取り巻く環境が複雑化しており、それらの課題への対応充実を図るため、社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置を助成するとともに、県において関係者との連絡協議会や人材育成及び資質向上のための研修会を実施し、事業の充実を図る。また、スーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーに対し適切な援助を行う。	スクールソーシャルワーカーを配置する市町村への補助、スクールソーシャルワーカーの人材確保及び資質向上を目的とした研修会の実施、県において関係者との連絡協議会やスクールソーシャルワーカーを配置する市町村及び県立学校への巡回訪問の実施、対応困難な事例に対して適切な助言を行うためのスーパーバイザーの派遣等を行う。	67,934					いじめ・不登校総合対策センター

不登校児童生徒支援事業	小・中学校の不登校児童生徒への継続した支援のため、県教育委員会と市町村教育委員会との連携を強化し、校内支援体制づくりと児童生徒理解に基づく支援の充実等を図る。更に中学校（校区内の小学校へも対応）へのスクールカウンセラー配置や学校生活適応支援員配置等により、不登校の未然防止及び早期支援や不登校状態の児童生徒の学校復帰を含めた児童生徒一人一人の社会的自立をめざす。また、重大な事故等が発生した場合に備えて、臨床心理士等を緊急派遣できる体制を整備する。	県及び市町村担当者との「いじめ・不登校等対策連携会議」の開催及び市町村と協働した学校への支援、学校生活適応支援員やスクールカウンセラーの配置、スクールカウンセラーの資質向上のための研修の実施、不登校生徒の居場所としての校内サポート教室の設置、重大な事故等が発生した場合に備えて、臨床心理士等を緊急派遣できる体制を整備する。	3,189					いじめ・不登校総合対策センター
不登校生徒等への自宅学習支援事業	学びの機会を失っている不登校生徒等（小中学生・高校生年代）を対象に、ICT等を活用した自宅学習支援を行い、学びへの意欲や学力補充を行い、自己肯定感を高め社会的自立を促す。県内3か所の県教育支援センター（ハートフルスペース）に自宅学習支援員を配置し、インターネットを介した学習の進め方のアドバイスや心的なサポート等を行う。	生徒理解に精通し、義務教育段階の学習を指導できる者を自宅学習支援員として、県教育支援センター（ハートフルスペース）に配置し、インターネットを介し、一人一人の習熟度に合わせて国語、数学、英語、社会、理科の学習プログラムを提供する学習教材ソフトを使用して、不登校生徒等の学習を遠隔で支援する。	3,306					いじめ・不登校総合対策センター
【再掲】ネットパトロール事業	インターネット上の誹謗中傷、犯罪被害等から子どもたちを守るため、インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視をする。	月10回程度インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視を行い、問題と思われる事例が発見された場合、市町村教育委員会や県立学校等に情報提供する。	1,091					いじめ・不登校総合対策センター
教育相談事業	幼児児童生徒等の教育上の課題や、発達、障がい等に係る学習上の困難や生活上の課題について、専門性を有する相談員及び専門指導員や専門医が、本人や保護者らに対してきめ細かな支援を行う。	本人・保護者・学校関係者等からの相談に指導主事、相談員、専門指導員及び専門医が応じ、個別の状況やニーズに応じた助言・支援を行う。	2,267					いじめ・不登校総合対策センター
学校への専門家派遣事業	学校での指導の充実を図るため、心や性に関する専門家を学校へ派遣し、児童生徒の心や性の健康問題の課題解決を図り、学校での指導の充実を図る。	・心や性に関する健康問題に対して、専門家を学校へ派遣し、児童生徒の心身の健康問題への対応及び支援を行い、学校で行う健康相談に対する支援体制の充実を図る。	922					体育保健課
とっとりふれあい家庭教育応援事業	すべての保護者が安心して子育て及び家庭教育が行えるよう、家庭教育の支援や充実を図り、家庭の教育力向上を図る。	・家庭教育の支援充実を図り、家庭の教育力向上を図る取組を実施する。 ・地域人材の育成及びネットワークの構築、啓発広報に取り組む。 ・市町村が実施する親への学習機会の提供、「家庭教育支援チーム」による訪問型（届ける）家庭教育支援の取組を促進する	7,556					社会教育課
地域学校協働活動推進事業	学校と地域の連携・協働体制を確立し、学校を核とした地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業（地域学校協働活動）を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、学校を核とした地域づくりを推進する。	・「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」にもとづく教育の支援として、大学生や教員OBなど地域住民の協力による「地域未来塾」を開設する市町村に、学習環境を整備・保障する費用を助成する。	49,838					社会教育課

【再掲】 インターネットとの適切な接し方教育啓発講師派遣事業	子どもの健全育成を行うNPOに委託し、保護者や地域住民への啓発活動を行う。	・ケータイ・インターネット教育推進員派遣（PTA研修等への講師派遣） ・ケータイ・インターネット教育推進員研修（派遣する講師の育成） ・乳幼児の保護者向け啓発活動（啓発チラシを作成し、幼稚園・保育所等へ配付）	2,376					社会教育課
児童生徒健康問題対策事業	近年の薬物情勢を踏まえた薬物乱用防止教育の重要性や進め方を理解することを通して、教職員や学校薬剤師等の指導力の向上を図る。	・薬物乱用防止教育研修会を開催する。 ・県内の中学校と高等学校に、年1回の薬物乱用防止教室開催への働きかけを実施する。	114					体育保健課
幼児教育推進体制の充実・活用強化事業	・「鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂版）」等を周知・活用し、幼稚園・認定こども園・保育所等の教職員の指導力向上と小学校教育との連携・接続推進を図る。 ・県幼児教育センターの拠点機能を強化し、市町村・私立園設置者、小学校等における課題解決に向けた幼児教育及び小学校教育現場の取組を支援する。	・幼児教育推進体制強化のために、幼児教育アドバイザーや幼児教育支援員を配置する。 ・幼児教育理解推進・質向上のために、「鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂版）」等の周知・活用したり、「鳥取県幼児教育推進研究協議会」を実施する。 ・保育者の専門性向上のために幼稚園教諭・保育教諭・保育士等の研修会を実施する。 ・幼保小接続を推進するために、「幼保小接続推進リーダー育成事業（2年次）～育ちと学びをつなぐプロジェクト～」や研修会等を実施する。	4,489					小中学校課

5 高齢者の人権

【施策の基本的方向】
（1）教育・啓発の推進　（2）相談支援体制の充実　（3）社会参加・健康づくりの充実　（4）福祉サービスの質の向上　（5）暮らしやすいまちづくりの推進
（6）認知症関連施策の充実　（7）高齢者虐待防止対策等の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
地域包括ケア推進支援事業	団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年に向け、住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」（住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域づくり）の構築が市町村に求められている。県においては、市町村による「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向けて、市町村の取組を支援する。	団塊の世代が75歳以上となる2025（R7）年に向け、市町村による地域包括ケアシステム推進に係る取組への支援を強化する。 ・介護予防・日常生活支援総合事業支援員の派遣（介護予防・日常生活支援総合事業の充実等に向けた伴走型支援を行う支援員を市町村等に派遣） ・地域包括ケア推進支援チームの設置（県、支援員、関係機関等からなる支援チームを設置し、市町村における地域包括ケアの推進に向けた課題と支援策を検討）	27,479					長寿社会課

【再掲】 成年後見支援センター運営支援事業	・人口の減少、高齢化の進展などにより、権利擁護に対する社会の要請がますます高まっている。 ・成年後見制度によって、認知症や知的障がい等により判断能力が不十分な方の権利擁護を支えていく。	権利擁護に関する相談から支援までの一元的・専門的な支援を担う成年後見支援センターの運営を支援する。	14,250					福祉保健課
敬老意識の醸成	老人の日の記念行事として、百歳を迎える高齢者に対し、内閣総理大臣からお祝い状及び記念品を贈呈し、その長寿を祝いかつ多年にわたり社会の発展に寄与してきたことを感謝し、ひろく国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることを目的とする。 長寿社会における生き方として、エイジレス・ライフを実践している事例等を広く紹介し、高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする国民の参考に供する。	・「百歳以上高齢者」の報道発表 ・積極的に社会参加活動を行っている高齢者やその団体を「エイジレス・ライフ実践者」及び社会参加活動事例として事例発表及び高齢者の顕彰を実施	―					長寿社会課
認知症本人の社会参画支援、認知症本人と家族の一体的支援	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症施策大綱」を踏まえ、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	認知症本人の社会参画を推進し、その視点を施策や地域啓発へ反映させる。 ・認知症本人ミーティング ・研修 認知症の人と家族を支えるための体制強化等 ・認知症コールセンターの運営（委託） ・家族の集いの連絡会の開催	9,588					長寿社会課
福祉サービス利用者苦情解決事業	福祉サービスに対する利用者の意見や苦情を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図る。 県の社会福祉協議会に設置された公正な第三者機関（運営適正化委員会）が、当事者間（利用者及び事業者）で対応困難な福祉サービスに関する苦情解決を図る。	・鳥取県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会の活動経費等に対し助成。	9,615					福祉監査指導課
いきいき高齢者クラブ活動支援補助金	地域を支える高齢者の生きがいづくり・健康づくりを支援し、さらなる地域活動の発展及び団体の育成強化を図るため、市町村及び県老人クラブ連合会に補助する。	老人クラブが行う社会貢献活動や健康づくり等の各種事業に対する助成	35,165					長寿社会課
明るい長寿社会づくり推進事業	元気な高齢者のスポーツや文化活動を等の促進を図るため、高齢者美術作品展の開催や、高齢者運動会に対する補助、全国健康福祉祭（ねんりんピック）等への派遣を行う。	高齢者の生きがいと健康づくりの推進 ・スポーツ大会（ねんりんピックへの選手派遣、因伯シルバー大会の開催）やシニア作品展の実施 ・高齢者健康運動会の開催支援	28,893					長寿社会課
とっとりいきいきシニアバンク「生涯現役」運営事業	資格、特技、技能を持つ高齢者の活動促進を図るため、高齢者の人材バンク「とっとりいきいきシニアバンク」を運営し、活躍の場づくりを行う。	高齢者が多様に活躍できる仕組みづくり ・とっとりいきいきシニアバンクの運営 ・元気な高齢者の経験や技能を活かした企業の支援	13,798					長寿社会課

認知症医療体制の充実、認知症高齢者介護制度人材の育成	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症施策大綱」を踏まえ、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	○認知症医療体制の充実 ・認知症専門医療の中核となる認知症疾患医療センターの運営（委託） ・かかりつけ医や看護師等、医療関係者に対する認知症対応力研修実施（委託） ○認知症高齢者介護制度人材の育成 ・介護職員に対する認知症の知識や技術向上のための研修実施（委託）	38,053					長寿社会課
認知症になっても安心して暮らせる共生社会	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症施策大綱」を踏まえ、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	認知症になっても安心して暮らせる地域づくり ・認知症サポーターの養成 ・認知症サポーターが中心となり地域で認知症の人と活動する「チームオレンジ」の設置支援 ・認知症の方の社会参加の場として「本人ミーティング」や「認知症カフェ」の推進 ・行方不明高齢者対応のための県警・市町村等とのSOSネットワークの構築	2,948					長寿社会課
若年性認知症支援事業	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症施策大綱」を踏まえ、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	・若年認知症サポートセンターを設置し、患者・家族の生活・医療相談や就労相談、社会活動支援を実施（委託） ・若年性認知症の啓発のためのセミナー開催（委託） ・医療機関を受診後、早期に相談支援機関に繋げるため、認知症疾患医療センターと連携したピアサポート事業の実施（委託）	7,977					長寿社会課
高齢者虐待防止推進事業	高齢者虐待防止法に基づき県内の高齢者虐待問題に適切に対応するため、高齢者の権利擁護に対し様々な支援を行い、高齢者虐待対応のための体制を整備する。	○地域における高齢者虐待防止の推進 ・各市町村及び地域包括支援センターの高齢者虐待対応業務を支援するための研修実施（委託） ・成年後見ネットワーク鳥取・倉吉・米子による相談・助言業務の実施（委託） ○高齢者施設における高齢者虐待防止の推進 ・介護職員や施設管理者を対象とした研修の実施	1,732					長寿社会課
鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業	県が認証した評価機関が、事業所の提供する福祉サービスを評価し、その結果を公表することにより、福祉サービスの質の向上とサービス利用者への情報提供を図る。	・事業者の提供するサービスを評価する評価機関の認証、評価調査者の養成研修及び継続研修を実施するとともに、指導監査を通じた事業の普及を促進する。	1,095					福祉監査指導課
とっとり県民カレッジ事業講座の開催	県民の多様化・高度化する学習要求に応えるために、社会の様々な教育機能との連携を図り、広く県民に公開された学習機会を提供する。	市町村や高等教育機関等と連携し、地域づくりにつなげる講座等を開催する。また、講座について広く県民に情報提供することにより県民に学ぶ機会を提供するとともに、講座の受講に応じて単位を認定することで学習意欲向上を促す。	100					社会教育課
【再掲】 とっとり発ユニバーサルデザイン施設普及促進事業	生活を営む中で利用頻度の高い飲食店や物販店、病院や福祉施設など、民間建築物のバリアフリー化を促進する。	バリアフリー化を行う民間建築物の建築主に対して、市町村と協調し整備に係る費用を助成する。	43,439千円のうち、17,831千円					住まいまちづくり課

【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図る	・住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障がい者等）の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）を登録・公開する。 ・セーフティネット住宅に対して家賃低廉化等の補助を行う市町村に対し、経費の一部を支援する。 ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援する。	14,081					住まいまちづくり課

６ 外国人の人権

【施策の基本的方向】
（１）暮らしやすいまちづくりの推進　（２）生活情報の提供の充実　（３）相談支援体制の充実　（４）教育・啓発の推進　（５）外国人児童生徒に対する教育の充実
（６）外国人の社会参画の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
多文化共生推進事業	外国人が安心して訪問、生活できる多文化共生社会を推進していくため、外国人総合相談窓口や多文化共生サポーター制度の運営、やさしい日本語の活用促進、災害時外国人支援の取組を行う。	・多言語（英語、中国語、ベトナム語）対応の「外国人総合相談窓口」の運営。 ・外国人の視点から多文化共生の取組を進めるため、多文化共生コーディネーターを配置。 ・外国人住民と行政等との橋渡し役を務める鳥取県多文化共生サポーター制度の運営。 ・ 外国人への情報提供・コミュニケーション手段としてやさしい日本語の普及啓発・活用を推促進 ・ 災害時の外国人支援のための研修会開催等	24,994					交流推進課
【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図る	・住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障がい者等）の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）を登録・公開する。 ・セーフティネット住宅に対して家賃低廉化等の補助を行う市町村に対し、経費の一部を支援する。 ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援する。	14,081					住まいまちづくり課
外国語指導力強化関係事業（外国語指導助手（ALT）配置）	グローバル化が進展した現代社会において必要となる外国語教育の充実を図る。	県立高校に語学指導等を行う外国語指導助手（ALT）25名を配置する。	105,650					高等学校課
私立高等学校等JETーALT配置支援事業	私立学校において外国語教育等の取組が継続して行われるように支援する。	私立高等学校等における外国語指導助手（ALT）の配置を支援し、私立学校等生徒の英語力の一層の向上と国際舞台で活躍できる人材養成を図るため補助金を交付する。	14,592					総合教育推進課
鳥取発！高校生グローバルチャレンジ事業	国内企業（県内企業を含む）の海外進出や外国人雇用、英語の社内公用語化等のグローバル化が進展する中、留学等の海外体験を通じ、柔軟な思考力や豊かな表現力を持ち、国際社会で活躍する人材を育成する。	(1) 短期又は長期留学を希望する高校生への留学費用の助成 (2) 理数課題研究等発表会の優秀者を海外に派遣 (3) 英語弁論大会を開催し、優秀者をニュージーランドに派遣 (4) 日本語を学ぶ高校生の県内高校への短期受入れ	6,255					高等学校課

県立学校裁量予算事業(学校独自事業・国際交流関係)	学校長による独自性のある学校運営の実施を目的として、学校長の裁量による予算執行を認め、学校の自立度の向上、生徒の状況に応じた学校づくりを推進する。	(1) 海外研修旅行・3校(マレーシア:2校、台湾:1校、シンガポール1校　※複数の国と交流する学校が1校) (2) 海外交流校との学校間交流・10校(韓国:5校、中国:1校、台湾:2校、アメリカ:2校、その他:3校　※複数の国と交流する学校が2校) (3) その他海外派遣・1校(インドネシア)	4,847					高等学校課
図書館国際交流事業	環日本海諸国との交流やさらなるグローバル化に伴う幅広い国際交流や国際理解の促進を支援するために、環日本海交流室・国際交流ライブラリーの機能を活かし、広く海外情報を収集・提供することに務める。	(1) 図書交換事業 　図書交換等に関する協定を結んでいる韓国・中国・モンゴルの図書館と資料、情報の交換を行う。 (2) 海外に関する資料収集整備・提供の促進 　特色ある資料収集と提供に努め、ホームページ等で公開していく。 (3) 海外に関する情報発信 　県民に広く海外諸国に関する情報を発信・提供することにより、海外諸国に親しんでもらうとともに、国際理解の推進のための講演会を開催する。 (4) 語学・歴史・文化等学習支援事業 　翻訳絵本の読み聞かせや英語多読の推進を図る催しを行う。また、外国人の利用促進を図る。	4,912					図書館
環日本海教育交流推進事業	環日本海諸国(大韓民国)との教員、児童生徒との交流促進を図ることにより、国際感覚豊かな教員及び児童生徒を育成し国際理解教育を推進するとともに、子どもたちの健全育成に向けた活動をより一層発展させる。	鳥取県教育委員会と江原外國語教育院が2013年に締結した「交流協約書」に基づいた児童生徒交流事業及び研修を実施する。 (1)本県児童生徒の派遣は、児童生徒20名、引率教員5名を予定。江原道児童生徒の受入れは、児童生徒20名、引率8名を予定。 (2)外部専門機関の協力を得て、江原道内高校で日本語指導を担当する教員を対象とした指導力向上研修を開催。また、江原外國語教育院への外国語研修派遣を予定。	5,956					小中学校課 高等学校課
外国人児童生徒等への日本語指導等支援事業	母語での支援員や日本語指導支援員の活用による指導体制の構築、多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実など、多文化共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等への日本語指導を含む教育の充実を図る。	外国人児童生徒等の学習環境を整備するため、授業等において母語での支援や日本語指導支援員を配置するための経費を補助する。また、各市町村教委担当者、日本語支援等担当教員等との連絡協議会を開催し、受入れや学習支援に係る情報交換や協議を行ったり有識者等による指導助言を受けたりすることで、各自治体、学校現場での支援体制の充実を図る。	8,791					小中学校課

7 感染症等病気にかかわる人の人権

【施策の基本的方向】
（1）教育・啓発の推進　（2）相談支援体制の充実　（3）プライバシーに配慮した医療環境の整備　（4）ハンセン病回復者等への支援
（5）HIV感染者、エイズ患者への支援　（6）難病患者等への支援　（7）新型コロナウイルス感染症に関する取組

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
ハンセン病問題対策事業	本県出身のハンセン病元患者やその家族の方々が安心して生活ができるように支援するとともに、ハンセン病に起因する人権問題解決のため、歴史の教訓を学び、正しい知識の普及啓発を行う。	①ハンセン病問題人権啓発事業 ・.ハンセン病問題人権学習会 ・ 県民交流事業 ・ パネル展 ②本県出身入所者支援事業 ・ 療養所訪問事業 ・ 里帰り支援事業 ・ 伝統芸能派遣事業 ③ハンセン病家族補償法支援事業 補償法に関する制度の周知と相談事業	1,429					健康政策課
難病対策事業	発病の原因が不明であるため、治療が困難で長期療養を要することから医療費負担が高額となる難病等について、その患者に対して良質で適切な医療を提供するために医療費助成を行うとともに、療養生活の質の維持向上を図る。	①難病等医療費助成事業 ②難病患者地域支援対策推進事業 ③在宅難病患者一時入院事業 ④在宅人工呼吸器使用患者支援事業 ⑤難病相談・支援センター、難病医療連絡協議会運営事業	912,448					健康政策課
エイズ予防対策事業	エイズ及び性感染症のまん延防止と早期発見・早期治療を推進するとともに、エイズ患者・HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者に対する差別・偏見の解消を図る。	①正しい知識の普及啓発 ・HIV検査普及週間（6月1日～7日） ・性感染症予防キャンペーン（7月～9月） ・世界エイズデー（12月1日） ②検査・相談体制の充実 ・HIV・性感染症検査・相談窓口の開設 ・エイズカウンセラーの派遣 ・検査・相談業務従事者育成のための研修派遣 ③医療体制の充実 ・エイズ診療従事者育成のための研修派遣 ・エイズ相談・治療連絡会議の開催 ・エイズ感染予防薬の整備	4,915					健康政策課
がん教育啓発研修会	より効果的ながん教育が実施されるよう、指導内容の充実と教職員の正しい理解を図る。	・学校教職員等を対象に、学校におけるがん教育の理解と充実を図るため、研修会を開催する。	292					体育保健課

8 刑を終えて出所した人の人権

【施策の基本的方向】
（1）教育・啓発の推進　（2）相談・支援の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
鳥取県社会福祉事業包括支援事業	鳥取県内における犯罪の予防及び更生保護に関する事業の健全な発達に寄与する。 矯正施設からの退所者を保護し、社会復帰する手助けをする。	犯罪や非行をした人への円滑な社会復帰のための支援や、再犯の防止等を目的として、更生保護活動を行う団体の活動に要する経費の一部を助成。(R3予算額：200千円) ・鳥取県更生保護観察協会 ・鳥取県更生保護給産会	200					福祉保健課
鳥取県再犯防止推進事業	犯罪をした者等が、適切な福祉支援等を受けることにより、再び社会を構成する一員となるようにすることで、再び犯罪を行うことを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。	＜鳥取県地域生活定着支援センター運営事業＞ 高齢又は障がいのため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者及び被疑者・被告人等について、退所又は釈放後直ちに福祉サービス等(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための調整及び、出所又は釈放後の支援を実施(R3予算額：31,141千円) ＜鳥取県再犯防止推進会議＞ 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するため、現状、進捗、課題等の情報共有、計画の管理・検証等を行う「鳥取県再犯防止推進会議」(構成団体：保護観察所、検察庁、各矯正施設等国の関係機関、県関係機関、更生保護等に取り組む民間団体等)を2回開催(R3予算額：272千円)	29,655					福祉保健課
【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図る	・住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等)の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)を登録・公開する。 ・セーフティネット住宅に対して家賃低廉化等の補助を行う市町村に対し、経費の一部を支援する。 ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援する。	14,081					住まいまちづくり課

９ 犯罪被害者等の人権

【施策の基本的方向】
（１）教育・啓発の推進　（２）相談・支援の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
犯罪被害者及びその家族の人権問題についての啓発	犯罪被害者等の実情や支援の必要性等について広く県民の理解を促進する	消費生活センターが県内大学等の高等教育機関と連携して正規授業として実施する消費者教育連続講座「とっとり消費者大学くらしの経済・法律講座」において、学生及び県民に対して「犯罪被害者とその家族の人権問題を考える」をテーマにした講座を開催	1,578					消費生活センター
広報啓発	犯罪被害者支援団体の活動を県民に広く周知し、被害者支援に関する県民の理解促進を図る。	･犯罪被害者支援団体の活動を県民に広く周知する動画のCM放映に係る経費を支援 ･犯罪被害者週間に合わせて、県庁舎、各総合事務所及び警察本部庁舎にのぼり旗を掲出	990					くらしの安心推進課 警察本部広報県民課
被害者支援を考える公開講座の開催支援	社会全体で被害者等を支援していくという県民意識の醸成のため、被害者等の置かれた状況及び社会的支援の必要性への理解を促す。	･とっとり被害者支援センター主催の講座を県、県警とともに開催支援	255					くらしの安心推進課 警察本部広報県民課
鳥取県被害者支援フォーラムの開催支援	社会全体で被害者等を支援していくという県民意識の醸成のため、被害者等の置かれた状況及び社会的支援の必要性への理解を促す。	とっとり被害者支援センター主催のフォーラムを県、県警とともに開催支援	642					くらしの安心推進課 警察本部広報県民課
性の権利について学ぶ学習会の開催支援「人権学習講師派遣事業（教育委員会連携事業）」	子どもを性暴力・性被害の当事者にしないこと、加害者や傍観者を生まない社会の実現を図る。	児童、生徒、教職員等を対象とした出前講座の開催支援	50					くらしの安心推進課 人権教育課
犯罪被害者等人権学習会	犯罪被害者人権学習会を開催し、犯罪被害者への人権に関する教育・啓発の推進を図る。	人権教育の企画者（人権教育推進員、人権擁護委員など）を対象に、犯罪被害者等の人権に関する研修を実施	50					くらしの安心推進課
県庁市町村総合的対応窓口の設置支援	市町村において犯罪被害者等の様々な相談にワンストップ体制で対応を行う総合的相談窓口の設置を進める。	市町村において犯罪被害者等支援に関する総合的対応窓口が設置されるよう支援を行う。	100（一部）					くらしの安心推進課
支援活動ボランティア採用時養成講座の支援	支援活動員に対して、相談に必要な専門的な知識・技能を身につけるための研修等の支援を行う。	支援活動ボランティアとして活動するために必要な知識の習得するため採用時養成講座の開催支援講師派遣	100（一部）					くらしの安心推進課
支援活動員（被害者支援ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ）採用時養成講座の支援	被害者支援活動の充実のための必要な知識の養成を図る。	支援活動員（被害者支援ボランティア）として活動するために必要な知識の習得に係る採用時養成講座の講師派遣	539					警察本部広報県民課

「とっとり被害者支援センター」の認知度アップ！～県民の誰もが知っているセンターを目指して～愛称「涙のち　晴れ」プロジェクト	犯罪、性暴力、事故等による被害者及びその家族、遺族を支える組織の存在を広く認識してもらい、その支援活動や市民の被害者等への理解、支援が被害者等の平穏な生活への復帰につながることを周知する。	鳥取県協働提案・連携推進事業補助金を受けて作成したサンドアート(砂絵)動画及び被害者支援楽曲を活用したTVCMの放送、YouTube・SNSでの発信など各種広報媒体を活用してセンターの認知度アップを図る。	1,320					警察本部広報県民課
人権学習講師派遣事業(命の大切さを学ぶ教室)	命の大切さについて考え、被害者、加害者にならないという意識の涵養を図る。	中学、高校生に対し「命の大切さを学ぶ」をテーマに犯罪被害者の遺族等を講師とした講演を実施する。	339					警察本部 人権教育課

10　性的マイノリティの人権

【施策の基本的方向】
（１）教育・啓発の推進　（２）相談・支援の充実　（３）諸課題についての対応

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
人権学習講師派遣事業(性的マイノリティの人権学習会)	・児童生徒が多様な性のあり方について学習することを通して、互いの個性を尊重し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるために必要な資質・能力の育成を図る。 ・教職員が多様な性のあり方について理解を深めることを通して、すべての児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりを行うための人権意識の向上を図る。	・多様な性のあり方についての学習会を実施し、多様な性のあり方について正しく理解するとともに、多様性を尊重する意識を育む。	456					人権教育課
多様な性を認め合う社会づくり推進事業	多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを進める	「多様な性を認め合う社会づくりシンポジウム」を開催し、性的マイノリティの方々の生きづらさ及びアウティングの危険性に対する理解と、共に寄り添い生きることの重要性を発信する。 また、相談員の人材育成及び当事者が気軽に立ち寄ることのできる居場所づくりとしての「コミュニティスペース」の提供に引き続き取り組み、相談支援の充実を図る。	2,859					人権・同和対策課

11　生活困難者の人権

【施策の基本的方向】
（１）教育・啓発の推進　（２）生活困難者への自立支援　（３）生活困難者への就労支援　（４）新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた生活困難者への支援
（５）地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課

コロナ後の生活困窮者総合支援事業	生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築するとともに、生活困窮者の経済的自立のみならず、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。また、市町村が行う生活困窮者の自立に向けた支援を県がサポートし生活困窮者の生活再建を図る。	【生活困窮者を支える市町村の支援体制の充実】 県が自立相談支援機関をサポートするとともに、業務効率化等の取組を支援することにより、生活困窮者の自立に向けた計画的・継続的な支援等を推進する。 【生活困窮者に対する支援】 ・法に基づき、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築し、本人の状態に応じた自立支援や地域ネットワークの構築による包括的な支援を実施する。 ・家計管理に関するセミナー等による困窮の未然防止、就労支援員による被保護者に対する就労支援、見舞金の支給、中間的就労支援による就労困難者等の就労に向けた段階的な機会の提供等を併せて実施することにより、生活困窮者の自立を総合的に支援する。	86,338					福祉保健課
育英奨学事業	大学・高等学校等に進学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対し奨学資金を貸与して有用な人材を育成する。	県内に住所を有する者の子等で、大学・高等学校等に進学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対し奨学資金を貸与する。	880,158					人権教育課
高校生等奨学給付金事業	高校生等が高等学校等及び高等学校専攻科において教育を受けることに係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を給付する。	227,430					人権教育課
県育英会助成事業	都会で学ぶ鳥取県出身の大学生等の生活を援助するため、公益財団法人鳥取県育英会が運営する鳥取県学生寮を適正に管理・運営することを目的に、補助金を交付する。	公益財団法人鳥取県育英会が運営する東京学生寮の人件費及び給食委託料、営繕等の一部を補助する。	26,194					人権教育課
市町村包括的福祉支援体制整備推進事業	低所得者、介護、ひきこもり対策など、従来の縦割り制度による相談支援体制では解決しきれない課題に対応するため、市町村に包括的な支援体制を整備する。	各市町村において福祉の包括的支援体制の整備を推進するため、研修会の開催や地域住民同士の支え合いの取組との協働などの地域力強化に向けたバックアップ支援を行う。また、現場における実践をサポートするための人材育成等を行う。	8,034					福祉保健課

【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図る	・住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障がい者等）の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）を登録・公開する。 ・セーフティネット住宅に対して家賃低廉化等の補助を行う市町村に対し、経費の一部を支援する。 ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援する。	14,081					住まいまちづくり課

12 様々な人権

（1）北朝鮮当局によって拉致された被害者等

【取組】
- 「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」、出前学習会、パネル展示など様々な啓発の展開
- 国へ対する要望活動

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業（国民のつどいの開催）	拉致問題に対する県民の関心を高めるとともに、被害者及び家族への支援の必要性についての理解を促進する	基調講演、拉致被害者ご家族の訴えを内容とする国民のつどいを10月に米子市で開催する。 会場で拉致問題啓発パネルの展示を行う。	985					人権・同和対策課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業（拉致問題人権学習会の開催） 人権学習講師派遣事業	学校・地域等と連携・協力して、拉致被害者及び御家族への支援の必要性についての人権学習を実施することにより、もって、拉致問題の早期全面解決に向けた県民理解の促進を図ることを目的とする。	拉致問題をテーマとして拉致被害者御家族を招いた人権学習会を開催する。	279					人権・同和対策課 人権教育課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業（拉致問題啓発映画等の上映会の開催）	拉致問題を全県の問題として捉え、広く県民に理解していただき、解決に向けた機運を高めること	国（内閣官房拉致問題対策本部）と共催して北朝鮮人権侵害問題啓発週間中に映画上映会を行う。	104					人権・同和対策課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業（拉致被害者等帰国時支援）	本県出身の拉致被害者等の帰国に備えて関係市町と連携し、支援体制を構築するとともに、拉致被害者帰国時等の支援及び帰郷後の生活支援を行う。	生活再建のための支援施策、実施体制の検討整備 具体的項目：生活相談、社会適応支援、健康保健支援、住居・就労・教育等の支援	5,815					人権・同和対策課

（2）災害被害者等の人権

【取組】
・要配慮者（※）の避難支援　※高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。
・男女共同参画の視点の導入

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
災害時における福祉支援機能強化事業	災害発生後に避難所等で、介護や相談、サービス利用の調整などの福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣するため、研修を実施してチーム員を養成するとともに、要員を確保するためチーム員の所属する施設が派遣できる体制を整えるための支援を行う。	鳥取県社会福祉協議会に委託して設置している鳥取県災害福祉支援センターにより、次の業務を行う。 ① 組成と研修 ・基礎研修、ステップアップ研修に加え、先遣隊要員等に向けたコーディネーター研修を新たに実施する。 ・市町村と共同で避難所の運営などのより実践的な訓練を行う。 ② 応援体制の整備 ・DWATへの職員の参加が円滑に進むよう、職員の派遣に係る規定など就業規則等を整備する法人を支援する。	18,696					福祉保健課
支え愛マップ作成推進事業	要配慮者に対する災害時の避難支援の仕組みづくりや、その対応を円滑に進めるための住民組織による平常時の見守り等の取組及び地域住民が主体となった災害時の要配慮者の避難支援に係る課題解決のための支えあい（愛）活動の充実を図る。	市町村や市町村社会福祉協議会が中心として行っている「支え愛マップづくり」の推進を通じて、災害時の要配慮者への避難支援体制を確保するとともに、災害に強い地域づくりを推進する。	7,909					消防防災課
避難所の生活の質向上事業	近年の災害では、要配慮者で亡くなられた方が多く、この一因として避難所の要配慮者の受入体制が十分でないため、適切な避難行動につながらなかったことが挙げられる。このため、住民に躊躇なく避難行動を起こしてもらうため、あらゆる人が避難しやすい避難所の生活環境の確保等を図る。	指定一般避難所及び指定福祉避難所の資機材整備等を支援することにより避難所の生活環境の確保等を図る。	3,950					危機管理政策課
危機管理情報発信機能強化事業（防災アプリ運用）	災害時等において、防災・危機管理等に関する情報を的確かつ迅速に提供し、県民の安全・安心につなげるとともに、災害等による被害の軽減を図る。	危機管理関係情報をコンパクトにまとめた鳥取県防災アプリ「あんしんトリピーなび」を運用し情報発信。外国人観光客や外国人居住者等へも情報が行き届くよう多言語による発信を行っている。	4,871					危機対策・情報課
地域防災リーダー養成・連携促進事業	鳥取県中部地震の教訓を踏まえ、防災士の養成に向けた取組を進めるとともに、これまで養成した防災士をはじめとする地域防災リーダーにそれぞれの地域で活躍いただけるよう、スキルアップ研修の実施や、県、市町村等が協働して、活動事例の共有や情報交換等を行うネットワーク化を進めることにより、地域防災リーダー等の活躍の場の創出を図る。	発災時の避難所運営や平時の訓練等の地域防災活動を担う防災士をはじめとする地域防災リーダーの養成、スキルアップ及び連携促進を図る。	4,660					消防防災課

（4）ひきこもりの状態にある人の人権

【取組】
・とっとりひきこもり生活支援センターの設置
・就労のための自立支援の実施

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
ひきこもり対策推進事業	8050問題といったひきこもり問題の解決に向けた取組を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。	①とっとりひきこもり生活支援センターの設置 ・相談支援 ・職場体験事業 ・ひきこもりサポーター養成講座の開催 ・ひきこもり問題を考えるフォーラムの開催 ・職場体験事業終了後の支援 ・市町村等への後方支援　など ②家族教室・精神科医師の専門相談事業	32,391					健康政策課
若者サポートステーション運営事業	他者とのコミュニケーションがうまく取れない若者、人間関係の悩みを抱える若者等、通常の就職相談だけでは就職が困難な若者の就業意欲・就職率の向上を図る。	就職困難な若者や就労意欲の向上が必要な若者への相談・支援を行う「若者サポートステーション」の運営を行う。	22,566					鳥取県立鳥取ハローワーク

資 料 3

人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について

令和4年7月27日／人権局

人権問題を救済する観点から、県では平成２１年から人権尊重の社会づくり相談ネットワークとして県内３カ所で相談窓口を設置しているところです。令和３年度の運用状況は、以下のとおりです。

１　相談件数（令和３年４月１日～令和４年３月３１日）

令和３年度の相談件数は、964 件と前年度に比べ 550 件増加した。

分野別に見ると主なものは、病気の人 312 件(229 件増)、労働者 202 件(118 件増)、障がい者 196 件(58 件増)の分野が増加しており、これは、新型コロナ関係の相談が増加したことに加えて、同一の方からの繰り返しの相談が増えたことなどによるものである。　　＊分野別の件数は延件数

＜参考＞

① 受付機関別

	R3	R2
人権局	498	164
中部県民福祉局	175	67
西部県民福祉局	291	183
計	964	414

② 相談形態別

	R3	R2
面接	108	117
電話	837	288
封書等	19	9
計	964	414

＊うち新型コロナ関係の相談件数 54 件（43 件増）

２　相談窓口の対応状況

人権相談窓口において、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、相談者への助言及び情報提供、国、県、市町村等が設置する相談機関やその他の関係機関の紹介、関係機関と連携した相談者の支援、その他相談者及び関係機関に対する必要な支援を行った（対応結果は以下のとおり）。

対 応 結 果	件　数
１ 助言を相談者が検討することで終了	５９４件
２ 継続	１８７件
３ 具体的対応の希望なく、傾聴して終了	１４４件
４ 関係機関と連携して解決	３０件
５ 対応不能（相談に具体性がない、違法な主張等）	４件
６ 自主的に解決するため終了	３件
７ 行政による対応不能（訴訟案件）	２件
計	９６４件

（参考）

相　談　事　例

支援類型	具体例	
	相談分野	対応状況
①　相談者への助言・必要な情報の提供 （問題を整理し、解決のために必要な情報等を提供）	その他	自分の名前について２０年間悩みに悩んでいた方から、名前を変更したいとの相談があった。家庭相談所に制度の確認を行ったうえで、改名は家庭裁判所の手続きを経て審判で確定すれば可能である旨を情報提供した。併せて、家裁に対して、相談に応じてもらうよう依頼した。
②　整理・関係機関への伝達 （相談内容を整理してまとめ、関係機関へ伝達して解決を促進）	性的マイノリティ	トランスジェンダーの方から相談があり、就職活動を行っているが、支援がなく困っていた。県立ハローワークに伝達し、ジェンダー研修を受講した就業支援員を担当者として、就職活動について支援を行うこととなった。
	子ども、障がい者	相談者の子どもは障がいがあり施設に入所中であるが、劣悪環境で自宅に戻したいと希望している。児童相談所にかけあってもなかなか話がうまくいかないと相談があった。相談者の希望により、児童相談所の所管課と早期面談を行うよう調整した。
	新型コロナ関係	子どもの運動会にワクチン接種をした保護者しか参加できないと保育園からお知らせがあり驚いているとの相談があり、関係市町村の担当課を紹介した。本件は、他の保護者も保育園や市町村の担当課に相談されており、保育園が取り扱いを撤回され、問題解決した。
③　関係機関と緊密に連携した支援 （関係機関職員等と対応策を検討しながら解決を促進）	障がい者	あるスポーツ施設の指導員から、聴覚障がいを理由に激怒され、卓球教室からも外され、差別されているとの相談があり、施設管理者に連絡を取り、担当者等との話し合いを行った結果、障がい者への配慮について改善されることとなった。
④　第三者として当事者に伝達 （相談内容を第三者の立場で冷静に伝達し、解決を促進）	その他（誹謗中傷）	インターネット掲示板（爆サイ）に、ある法人に関する書き込みが増加し、法人の信用失墜になるとの相談があり、相談員が掲示板の運営会社に削除要請を行い、書き込みは削除された。
	その他（ハラスメント）	公営住宅に１０年以上住み、犬を飼っているが、今回初めて市町村職員が「犬を何とかしてくれ」と訪問してきた。その際の職員の態度が威圧的であったとの相談があった。相談者の意向により、相談員が市町村担当課に連絡し改善について要望を行い、今後は態度を改めるとの回答を得た。

＜相談内容の分類＞

① 分野別

	同和問題	外国人	障がい	子ども	女性	高齢者	労働者	疾病	その他	計
R3	6	5	196	36	8	22	202	312	522	1309
R2	5	2	138	33	17	20	84	83	229	611

※ 相談内容により複数の分野に計上。

※ 「その他」が増加したのは、繰り返し相談をされる方からの多様な相談が増加したことによる。

②行為類型別

	差別表現	落書き	インターネット	就労		虐待					サービス提供	就学
				(募集採用)	(左以外)	(身体的)	(心理的)	(性的)	(経済的)	(ﾈｸﾞﾚｸﾄ)		
R3	8	0	31	45	136	5	18	5	2	0	138	10
R2	12	0	10	20	59	5	25	1	14	2	112	9

	ﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰ	居住・生活の安全	報道被害	誹謗中傷	嫌がらせ	いじめ	セクハラ	性犯罪	結婚差別	賃貸拒否	その他	計
R3	30	234	8	79	130	18	32	8	0	3	487	1427
R2	11	161	1	42	126	20	23	14	2	0	152	821

※ 相談内容により複数の行為類型に計上。

※ 「その他」が増加したのは、繰り返し相談をされる方からの多様な相談が増加したことによる。

資 料 4

令和３年度差別事象検討小委員会の概要

１　第１回差別事象検討小委員会

【日　時】　令和３年７月２７日（火）　午後１時から２時

【場　所】　とりぎん文化会館２階　第３会議室

＜概要＞

■議事１　委員長の選任、副委員長の指名について

・事務局が荒益委員を委員長とする案を提案し承認された。その後、荒益委員長が副委員長として北村委員を指名。

■議事２　会議の公開、非公開について

・事務局から非公開としたい議事はない旨を説明　→　委員からは異議なし

■議事３　県内で発生している差別事象について

〇県立高校生徒による授業中の同和地区に関する発言

＜発言内容＞

教員（授業者）が、江戸時代が循環型社会として優れていたことを押さえるために、鋳掛屋・たが屋等のリサイクル関連の職業を板書していたところ、生徒Ａが「被差別部落」と発言した。教員が「どういうこと？」と言うと、続けて「〇〇（同和地区）」と発言した。

【主な意見】

・鋳掛屋・たが屋といった職業が被差別部落と繋がってしまうということがどういうことなのか。変わった職業、どちらかというと皆が嫌な職業を目にしたとき、部落に繋がってしまう。そういったことが部落に対するマイナスイメージ、忌避意識に結び付くようなことになってはいけない。生徒の認知経路をしっかり読み取ることが重要となる。

・生徒Ａが小学校・中学校でどういう指導を受けて、どういう認知をしたのかを把握することで、次の学習を進めるうえでの留意点が明確になる。

・こういったことが起こるのは、高等学校だけの問題ではない。小中学校の指導にも関わるので、出身の中学校との連絡体制が大事。連絡会等でこうした事例があったということをきちっと中学校に伝えていくということが必要である。

・こういう場合は、授業をその場でストップさせて、今彼は板書された職業の名前を見て、すぐに被差別部落に繋げた発言をした。そういったことを公の場で発言することは差別につながるが、このことについてどう思うのかということを学級の生徒全員で考え、共有することができていればよかった。そこが残念である。

・学習を指導する教員としては、もしも自分の担当している授業でこういった場面が出てきたら、どうすべきなのか掘り下げて考えることが必要。今後の教訓として、差別発言等があった場合、教員自身が教育的に考えてどうしたらいいのかという心構えを持っておくことが必要ではないか。

・今回は保健の授業であったが、本来であればすべての科目について人権の視点に立った教員の共通認識が必要だと考える。

・こういった場合、教職員の認識に基づいた取組を検討することが大事となる。該当の先生が、生徒Ａだけではなく、同じクラスの部落出身の生徒の家にも出向き、家庭で実際にどういう話があったのか等を把握しているかも大事であり、教職員研修をやっていく場合でのポイントとなる。

〇鳥取ループ講演会、インターネット上の人権問題について

・県内企業が計画した同和問題をテーマとした講演会の講師として、「全国部落調査」復刻版出版事件や「部落探訪」と称してインターネット上に全国各地の被差別部落の写真・動画等を掲載するなどの差別行為を繰り返している者が登壇予定であった。講演会は中止されたが、その後、同講演会がユーチューブで配信された。

・インターネットのGoogleマップに、「鳥取県内の同和地区施設（被差別部落）」と題して、県内の同和地区に関する施設の所在地を地図上に表示したものや、「【学術】部落研究」と冠して、鳥取県内の被差別部落を含む全国各地の被差別部落を撮影した動画（部落探訪）が動画共有サイトに掲載されており、これらについて、法務局、県、関係市町、部落解放同盟等が、プロバイダー等に削除要請を行ったが削除されていない。

【主な意見】

・ネット上の誹謗中傷に関する加害者の特定については、プロバイダー責任制限法の改正で、若干迅速化は図られたが、裁判には費用や時間がかかる。被害にあった場合、どうしたらよいのかを学生と話したことがあるが、無知な学生が多く、泣き寝入りする子がほとんどである。学校教育でもこうした問題を取扱っていく必要があると感じる。
・インターネット上の人権問題は、罰則規定がないことや表現の自由とのせめぎ合いが悩ましいところ。
・インターネット上で誹謗中傷が出やすい背景として、匿名という環境がある。ネット上であっても対面のときと同じく自分の発言に責任を持つという姿勢が必要だが、どうすればよいのか難しい問題である。
・被差別部落の動画をアップするなどの行為は、かなり問題だという印象があるが、表現の自由等の関係もあり、掲示板等の管理者もなかなか自主的に削除することが難しい状況なのかなと感じた。
・兵庫県の丹波篠山市で地元の市が削除の仮処分を申し立て、認められた事例もあるので、プロバイダーへの削除依頼の際にそのことを伝えるというのも１つの手ではないか。
・ネット上では差別事件や差別扇動が横行している。ネット上の同和問題に関する情報は多くの点で誤っている。その誤った情報、フェイク情報が一瞬にして社会に拡散されてしまうという危険がある。
・本県だけではなく、他県や他の自治体あるいは運動団体と連携して、ネットパトロール等を行い、削除要請できるものはどんどんしていく、また、法整備も含めた実効性のある救済制度を早急に確立することを国に積極的に働きかけていくというようなことしかないのでは。

２　第２回差別事象検討小委員会

【日　時】　令和４年３月２３日（火）　午後２時から３時
【場　所】　とりぎん文化会館２階　第５会議室

＜概要＞

■議事１　会議の公開、非公開について

・事務局から非公開としたい議事はない旨を説明　→　委員からは異議なし

■議事２　県内で発生している差別事象について

〇鳥取市内の小学校区に（被差別）部落があるかという問い合わせ電話

鳥取市の人権推進課に女性（氏名、年齢不明）から電話があり、転居し、子どもが小学校に通うにあたり、鳥取市内の小学校区（Ａ地区）に（被差別）部落があるか教えてほしいと言われた。

鳥取市職員がそのような問い合わせは、部落差別にあたるので、答えられないと言ったところ、知る権利があると言い、さらに違う地名をあげ、そこに（被差別）部落があるかと聞いてきた。

職員が相手の名前等を確認しようとしたところ、一方的に電話を切られた。

【主な意見】

・電話の場合は、初動の対応が重要。電話を受けた者が、そういうことにはお答えできませんというように否定的に対応してしまうと、そこで電話を切られてしまい後の啓発に繋がらないことが多い。どういうことが知りたいのか、なぜ知りたいのかということを丁寧に聞き取りしながら相手の意見を引き出す必要がある。
・電話を受ける側がどういった対応をする必要があるかということをきちんと身に付けておかないといけないので、対応マニュアルを人権部局だけでなく、職員全体に周知して、対応できるような形にするよう努めることが重要だと感じる。
・啓発の最初の窓口が、電話を取る人権担当課、税務課、市民課といった部署になることが多いので、重点的に、そういった部署の研修をやっていくことも必要だろうと思う。
・啓発のチラシ、資料に何か１つでも心に引っかかる、体験談みたいなものが含まれたものであれば、配付した際に読んでもらえるのではないかと思う。
・加差別の側からの取組の中で、自分が変わっていった、自分が今まで持っていった意識、行為そのものが間違っていることに気付いたというような事例、短い内容でもそういったものが入った事例集、啓発資料といったものを検討してみてはどうか。

○高校生の小学生に対するガイジ発言

帰宅途中の高校生と小学生とのやり取りの中で、高校生が小学生に対して「ガイジ発言」を行った。

＜発言内容＞

帰宅途中の小学生が草を投げあって遊んでいたところ、その近くを通りかかった高校生に向かって、一人の小学生が草を投げた。それが発端で高校生と小学生のやり取りが始まり、会話がエスカレートし、高校生が小学生に対して「ガイジ」という発言を行った。

【主な意見】

・小、中、高校でそれぞれ、障がい者に関わる問題についての指導をきちんと積み上げていくことが必要。言葉に対しての指導だけではなく、障がいのある人がどんな思いで、どんな生活をしているのかということをきちんと理解させるということを学習の中でしっかりやっていかないといけない。

・「ガイジ」といった差別用語に対する捉え方が大人と子どもでは異なる。学校での教材と一般市民の方に啓発する際には、そのことをふまえて啓発資料を作成する必要があるのではないか。

【参考】差別事象検討小委員会について

①目　　的：鳥取県内で発生した同和問題など人権に係る差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応策並びに今後の効果的な啓発方法の検討を行う。

②位置づけ：人権課題について広くかつ専門的に議論いただいている鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会と位置づける。

③委　　員：近年の新たな人権問題であるインターネット上の人権問題に詳しい委員や、現場に密着した法律家、活動の実践者や有識者で構成するとともに、活動に機動性を持たせるため、26 名の協議会委員のうちの一部の委員（５名）で組織する。

④そ の 他：検討結果を上部の組織である協議会へ報告する。

資 料 5

デジタルメディアリテラシー事業を活用した「包括的差別禁止」の普及・定着化について

令和4年7月27日／人権局

○ ネット上の誹謗中傷等の人権に関する問題が複雑化・多様化する中、差別のない人権が尊重される社会づくりを一層推進するため、鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基本ルール（包括的な差別禁止）を位置付けた。

○ 「ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾒﾃﾞｨｱﾘﾃﾗｼｰ事業」や「バイアスミナオス」を活用し、この基本ルールを踏まえた集団規範への啓発を実施することにより、条例に位置付けた基本ルールを集団規範に普及・定着していくことを目的とする。

＜デジタルメディアリテラシー事業の概要＞

1 事業の目的

近年、インターネットに手軽にアクセスできるスマートフォンやタブレット端末、SNS等の コミュニケーションツールを含めたデジタルツールの利用者が急速に増加しており、誰でも簡単に不特定多数に情報を発信したり、発信された情報を入手することが可能な便利な時代となったが、一方でフェイクニュースやモラルに反した情報、誹謗中傷や差別的な投稿が インターネット上にあふれ、大きな社会問題にもなっている。

県民が誤った情報に惑わされたり、心無い誹謗中傷や差別的な投稿の被害者や加害者にならないよう、デジタルメディア情報を正しく見極め、正しく行動する能力、「デジタルメディ アリテラシー」を高めていくための普及啓発を実施する。

※リテラシー：知識・教養・能力を適正に使い、得られる情報を有効に利活用する能力

2 主な啓発内容（案）

（1）啓発の重点内容

以下、ア及びイについて、行動規範を身に付けること。

なお、文部科学省、総務省等の公的機関の情報以外に、人権文化センターのバイアスの見直しの視点や今度珠美氏の研究も含めた鳥取県独自の内容も取り入れることとする。 ※今度氏には当該事業の監修を依頼済

ア フェイクニュース等の誤った情報に惑わされたりしないようデジタルメディアを正しく読み取り行動すること。

イ デジタルメディアによる誹謗中傷や差別的投稿の加害者、被害者にならないよう正しい知識を身に着け行動すること。

（2）対象

SNSを活用する方やスマートフォン、インターネットからニュース等の情報を取得する一般ユーザー

（成人年齢の引き下げを考慮し、18歳以上の男女（小・中・高校生及びその保護者を除く）を想定）

※小・中・高校生及びその保護者に対しては教育委員会が啓発

（3）啓発方法

公募型プロポーザル方式により下記①及び②を調達し、スマホで気軽に閲覧してもらうほか、人権研修等でも活用し、WEB サイト、紙媒体により啓発を行っていく。

① 特設サイトによる啓発

（1）に基づき、クイズ形式や動画形式を用いるなど、関心や気づきを持ってもらえるようなコンテンツとする。

② 冊子、チラシ等による啓発

① の特設サイトの内容をもとに冊子を作成し、これからインターネットに触れる方々へも知ってもらう。

＜差別事象検討小委員会での専門家からの意見聴取について＞

条例に位置づけた基本ルールを踏まえた集団規範への啓発について、差別事象検討小委員会で次のような意見聴取を行いながら検討を行う。

① メディアリテラシー教育を研究し、鳥取県デジタル・シティズンシップエデュケーターである今度珠美氏から、差別事象検討小委員会において専門家として意見聴取を行うこととしている。

＜研究分野＞ デジタル・シティズンシップ教育 メディア・リテラシー教育

②「バイアスミナオス」の視点を啓発に取り入れることについて、人権文化センター職員から意見聴取を行うこととしている。

※バイアスミナオスの概要

- バイアスとは、人の考えや判断に歪みや偏りをもたらす心の仕組み。
- 「バイアスミナオス」はバイアスの視点から、「当たり前」を見直して生きた目の啓発資料。
- 確証バイアス、黒い羊効果、根本的な帰属の誤り等の代表的なバイアスについて紹介し、バイアスを見直す秘訣などを記載。